



長野県報

3月28日(木)
平成25年
(2013年)
号外

目次

公 告

包括外部監査人からの監査の結果に関する報告（監査委員事務局） 1



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、鵜川正樹包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月28日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 風間辰一

監査委員事務局

平成 24 年度
包括外部監査報告書

業務委託を中心とする公共調達について

平成 25 年 3 月
長野県包括外部監査人
公認会計士 鵜川 正樹

目次

I 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 監査対象部局	1
6. 事件を選定した理由	1
7. 外部監査の実施体制	2
8. 利害関係	2
9. 外部監査の視点・方法等	2
II 長野県における公共調達の状況	3
1. 公共調達の現状	3
2. 契約の概要	8
3. 行政・財政改革と公共調達	14
III 包括外部監査の視点と方法	15
1. 監査の視点	15
2. 監査の方法	16
IV 業務委託を中心とする公共調達の現状と課題	22
1. 調達改革の必要性	22
2. 業務委託の状況（当初予算による分析）	22
3. 監査人の調査票に基づく業務委託の分析	24
V 包括外部監査の結果と意見－総論－	53
第1章 公共調達の現状と課題（全般）	54
1. 【監査の視点1】調達全般に関する制度の構築	54
2. 【監査の視点2】各部局における調達改善への取組	60
3. 【監査の視点3】委託業務の適切な実施	62
4. 【監査の視点4】調達事務コストの見直し（効率化）	63
第2章 物品調達の現状と課題について	65
1. 物品購入及び製造請負の新制度	65
2. 「公募型見積合わせ」について	66
3. 物品調達の新制度（平成24年7月以降の実績）の評価	67
4. 平成23年度調達実績の分析	69
5. 監査人による調査結果 一共通事務用品の一括購入について	72
6. 物品調達に関するアンケート調査結果	86
第3章 施設管理の委託について	90
1. 県の施設管理の現状と課題	90
2. 監査の結果と意見	98
第4章 IT調達について	99
1. 概要	99

2. 監査の結果と意見.....	106
第5章 緊急雇用基金とふるさと再生基金事業及び緊急雇用創出事業について...	108
1. 概要	108
2. 監査の結果と意見.....	110
VI 包括外部監査の結果と意見－各論－.....	113
第1章 健康福祉部 医療推進課	113
1. 医療推進課の業務委託の概要.....	113
2. ドクターへリ運航業務・ドクターへリ基地病院業務.....	117
3. 長野県ナースセンター運営事業及び長野県看護職員研修センター管理業務..	124
4. 公衆衛生専門学校伊那校校舎管理業務	129
第2章 健康福祉部 健康長寿課	132
1. 健康長寿課の業務委託の概要.....	132
2. 認知症コールセンター設置事業	137
3. 精神障害者地域移行コーディネーター設置事業	142
4. 精神科救急情報センター事業	145
第3章 健康福祉部 障害者支援課.....	148
1. 障害者支援課の業務委託の概要	148
2. 障害者社会参加促進事業（視覚障害者総合支援事業）	153
3. 障害者 IT サポートセンター運営事業	156
4. 福祉就労強化事業	160
5. 長野県聴覚障害者情報センター管理運営業務.....	164
6. 長野県信濃学園管理運営業務	167
第4章 健康福祉部 食品・生活衛生課	170
1. 食品・生活衛生課の業務委託の概要	170
2. 食肉衛生検査所庁舎保安警備業務	172
3. 犬等収集輸送業務、犬等管理所業務	174
第5章 商工労働部 産業政策課	181
1. 産業政策課の業務委託の概要	181
2. 地域資源活用・農商工等連携メイクアップ事業	183
3. アジア圏市場展開戦略ビルドアップ支援事業.....	187
第6章 商工労働部 経営支援課	190
1. 経営支援課の業務委託の概要	190
2. 商店街元気印サポーター設置業務	194
3. 街なか創業塾設置モデル事業	196
4. 商店街実態調査	199
5. 販路開拓推進事業	201
6. 長野県経営品質向上促進事業	203
7. インターネット活用型販売促進支援事業	205
第7章 商工労働部 ものづくり振興課	207
1. ものづくり振興課の業務委託の概要	207
2. 中小企業環境対応強化支援事業	209
3. 産学官連携拠点スタートアップ事業	214
第8章 商工労働部 労働雇用課	216
1. 労働雇用課の業務委託の概要	216
2. 就業支援統合システム開発導入業務	219

3. 長野県緊急求職者サポートセンター運営業務	221
4. 新卒未就職者等人材育成事業	225
5. パーソナル・サポート・モデル事業	228
6. UI ターン人材発掘事業	230
第9章 現地機関（地方事務所、保健福祉事務所）	233
1. 地方事務所及び保健福祉事務所の概要	233
2. 委託業務の概要	233
3. 監査の結果と意見	240
第10章 指定管理者となっている外郭団体の業務委託	242
1. 財団法人長野県文化振興事業団	242
2. 社会福祉法人長野県社会福祉事業団	246
参考資料 調査票	250

(注) 報告書内の各表における数値（金額、構成比等）は、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 37 の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

業務委託を中心とする公共調達について

3. 外部監査対象期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

ただし、必要に応じて過年度分についても監査対象とした。

4. 外部監査の実施期間

平成 24 年 4 月 13 日から平成 25 年 3 月 14 日

5. 監査対象部局

業務委託に関する調査及び公共調達に関するアンケートは全部局を対象に、物品購入に関する調査は一部機関を抽出して、調査票により照会し実施した。その中からヒアリングを実施した機関は、企画部情報システム推進室、総務部財産活用課、行政改革課、健康福祉部健康福祉政策課、医療推進課、地域福祉課、健康長寿課、障害者支援課、食品・生活衛生課、商工労働部産業政策課、経営支援課、ものづくり振興課、人材育成課、労働雇用課、教育委員会事務局高校教育課、警察本部会計課。

現地機関のうち、松本地方事務所、北信地方事務所、松本保健福祉事務所、北信保健福祉事務所。指定管理者となっている県出資法人等のうち、財団法人長野県文化振興事業団、社会福祉法人長野県社会福祉事業団。

6. 事件を選定した理由

公共調達の目的は、「支払いに対して最も価値の高い」財・サービスを購入することである。そのためには、財・サービスの性質に応じて、より良いものをより安く、より簡単に、適時に調達する仕組みが必要である。

このような観点に立ち、調達改革の現状を把握し、課題と対応策を検討する。公共調達全般を対象とするが、公共工事関係については、「長野県公共工事入札等検討委員会」が設置され、外部の視点を取り入れた検討が行われ統一的な取組がなされていることから、公共工事関係以外の業務委託を中心に検討する。

業務委託は、ほぼ全ての部局で行われており、平成22年度決算において、委託料は248億円と長野県一般会計決算の2.8%を占めている。件数も多く、内容も多種多様であるが、県の包括外部監査において、これまでそのあり方やその是非が検討されたことがないことから必要と考える。

県が平成24年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」において、主な取組として、「しごと改革(業務の生産性の向上)」、「アウトソーシングの推進」、「歳出削減の取組」等を掲げている。県は、自ら行うべきかどうかという視点での業務の再点検とともに、民間企業等のノウハウ活用等の視点からアウトソーシングを積極的に進めるとしている。このようなことから、委託契約の拡大も見据えて、現在の委託契約事務が適正に執行されているか検討する必要があると考える。

7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鵜川 正樹
同補助者	公認会計士	青山 伸一
同補助者	公認会計士	宮本 和之
同補助者	公認会計士	木下 哲
同補助者	公認会計士	阿部 かおり
同補助者	公認会計士	藤代 孝之
同補助者	公認会計士協会準会員	豊島 成彦

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 外部監査の視点・方法等

公共調達の全庁的な実態を把握し、課題の抽出と改善案を検討するために、次の視点から監査を実施した。

【監査の視点 1】調達全般に関する制度の企画立案、ガイドライン等の策定、評価・検証がされているか。

【監査の視点 2】各部局における調達改善(随意契約等の見直し、共同購入等)への取組がされているか。

【監査の視点 3】委託業務が適切に実施されているか。

【監査の視点 4】調達事務コストの見直し(効率化)がされているか。

監査の方法としては、業務委託及び物品購入に関する調査票並びに公共調達に関するアンケートにより現状を把握し、その回答状況をみながら、所管課へのヒアリング、書類調査等を通じ、実態把握をして、課題と改善案を検討した。

II 長野県における公共調達の状況

1. 公共調達の現状

(1) 政府調達と公共調達

公共調達という用語について、明確な定義は存在しないが、本書では、長野県が外部から調達する公共工事・業務委託・物品調達とする。

一般的に政府調達という用語があるが、本書で使っている公共調達という言葉とは意味が異なっている。

政府調達(契約)とは、基本的にWTO政府調達協定及び自主的措置の対象となる調達契約を指している。我が国政府の調達手続に関しては、国内法令として、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等数多くの法令が制定されている。さらに、調達手続に関する国際的なルールとしては、世界貿易機関(WTO:the World Trade Organization)の枠組み下で運用される「政府調達に関する協定」(平成8年1月1日発効)が定められており、平成24年3月現在、我が国を含む42の国・関税地域に適用されている。

また、我が国では、外国企業の日本市場へのアクセス改善努力の一環として、政府調達協定上の手続を上回る内外無差別・公正・透明な手続を自主的措置として定めており、我が国の政府調達は、これらの国内法令、政府調達協定及び自主的措置に基づき、透明性、公正性及び競争性の高い手続が確保されている。政府調達協定上の調達手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)により、国内法令上の確保をしている。なお、政府調達協定及び日本の自主的措置の定める「基準額」並びに「邦貨換算額」は以下のようになっている。

政府調達協定及び日本の自主的措置の定める「基準額」並びに「邦貨換算額」

(単位:万 SDR、万円)

機関の区分	政府調達協定		我が国の自主的措置	
	SDR	邦貨換算額	SDR	邦貨換算額
<中央政府の機関>				
1. 産品	13	1,600	10	1,200
2. 3. 及び 4. 以外のサービス	13	1,600	10	1,200
3. 4. に関連する技術的サービス	45	5,800	*	*
4. 建設サービス	450	58,000	*	*
<地方政府の機関>				
1. 産品	20	2,500	*	*
2. 3. 及び 4. 以外のサービス	20	2,500	*	*
3. 4. に関連する技術的サービス	150	19,000	*	*
4. 建設サービス	1,500	194,000	*	*
<その他の機関>				
1. 産品	13	1,600	10	1,200
2. 3. 及び 4. 以外のサービス	13	1,600	10	1,200
3. 4. に関連する技術的サービス	45	5,800	*	*
4. 建設サービス (日本郵政公社を除く A 群に属する機 関)	1,500	194,000	*	*
5. 建設サービス (日本郵政公社及び B 群に属する機関)	450	58,000	*	*

(適用期間:平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

(注) * 我が国の自主的措置の対象外(政府調達協定が適用される)。

SDR :国際通貨基金(IMF)の特別引出権 Special Drawing Right の略称

(出所)外務省

本書では、このような政府調達契約と区別して、広い意味での公的部門による調達という趣旨で、公共調達という用語を使用している。

(2) 長野県における公共調達の状況

長野県においては、公共工事、業務委託、物品調達という公共調達全体を所管する部局は存在していない。

長野県の公共調達の状況の概要をまとめると以下のようになる。

長野県の公共調達の状況

区分	所管部署局 (調達手続を行なう部局)	調達方法・取組内容	制度設計を行う部局
公共調達全体		所管部局はない	
公共工事等 (工事・委託)	各機関	統一的な入札制度の導入・制度管理電子入札システムの運営管理 ※個別の手続きは各機関（本庁・現地）で実施	技術管理室
業務委託	各機関	各機関において発注、契約	所管部局はない
物品調達	本庁： 財産活用課 現地機関： 各機関	(平成24年6月以前) 本庁においては2万円以上の物品調達は財産活用課で集約 現地機関においては、各機関が独自に実施 (平成24年7月以降) 一般競争入札：本庁、現地機関分とも財産活用課で集約 公募型見積合わせ：本庁（2万円以上） は財産活用課で集約、 現地機関（10万円以上） は各機関が独自に実施 ※一般競争入札と公募型見積合わせは財産活用課が所管する契約管理システムを使用 その他：上記以外のものは、各機関が独自に実施	財産活用課

① 公共工事

公共工事(工事・委託)等については、建設部建設政策課技術管理室が制度設計と運用管理を行っており、全庁的、統一的な入札制度の導入・管理、電子入札システムの運営等を行っている。公共工事に関しては、平成 15 年より入札制度改革に取り組んでいる。建設工事については、一般競争入札(WTO 案件の工事)、受注希望型競争入札(制限付き一般競争入札事後審査方式)、参加希望型競争入札(予定価格 800 万円未満の土木一式工事)などの形態を採用しており、県独自の低入札価格調査制度を設けている。随意契約では、公募型プロポーザル方式、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式を採用している。また、建設工事に係る委託業務については、一般競争(WTO 案件)及び受注希望型競争入札の形態を採用しており、随意契約では、公募型プロポーザル方式、測量及び設計における小規模修正委託業務(成果品に係わる百万円以下の修正業務)を採用している。

公共工事関係については、平成 14 年に「長野県公共工事入札等適正化委員会」が設置され、外部の視点を取り入れた検討が行われ、様々な取組がされているため今回の監査の対象からは除いている。

② 業務委託

業務委託については、全庁的に所管する部局ではなく、各機関(本庁及び現地機関)がそれぞれ発注から契約、納品、支払までの業務を行っている(詳細は後述を参照のこと)。

③ 物品調達

物品調達については、従前は本庁においては、総務部財産活用課が集中調達を行い、現地機関においては、各機関がそれぞれ調達していたが、平成 24 年 7 月より、本庁及び全県の現地機関における物品調達の新しい制度を導入した。

本庁においては、1 件 2 万円以上は、原則として財産活用課で集中調達する。現地機関においては、一般競争入札に該当するもの(物品購入 160 万円超、製造の請負 250 万円超)は財産活用課に手続を集約し、1 件 10 万円以上のもので、一般競争入札に該当しないものは、各現地機関がそれぞれ「公募型見積合わせ」によって調達する。なお、一般競争入札及び公募型見積合わせは財産活用課が所管する契約管理システムを使用して実施する。それ未満のものは本庁の各予算執行課あるいは現地機関が独自に調達している(詳細は「V 包括外部監査の結果と意見 第 2 章物品調達の現状と課題」を参照のこと)。

物品調達の原則的な契約区分

区 分	予 定 價 格			
	2万円未満	2万円以上 10万円未満	10万円以上 (物品購入) 160万円以下(製 造の請負) 250万円以下	(物品購入) 160万円超 (製造の請負) 250万円超
本 庁			公募型見積合わせ【集中調達】	一般競争入札 【集中調達】
県内の 現地機関			公募型見積合わ せ 【単独調達】	一般競争入札 【集中調達(一部 単独調達)】

(注) 「集中調達」・財産活用課が契約事務を集約して実施

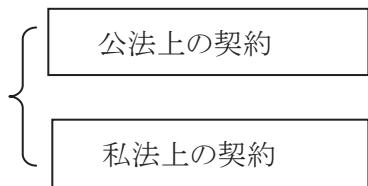
「単独調達」・各現地機関が契約事務を実施

(出所) 長野県総務部財産活用課

2. 契約の概要

(1) 契約の種類

県が当事者となって締結する契約には、公法上の契約と私法上の契約がある。



① 公法上の契約

教育事務の委託(学校教育法第40条)、他の地方公共団体に対する事務の委託(地方自治法第252条の14)等がある。

② 私法上の契約

私法上の契約は、県が私人と対等の立場において私法的法律効果の発生を目的として締結するものなので、県の契約を規律する法律は私人間の契約と同様に民法をはじめとする私法であり、「契約自由の原則」が適用される。

契約自由の原則には、①契約を締結するか否かの自由、②契約の相手方を選択する自由、③契約内容を決定する自由、④契約方式の自由などが含まれるが、一方、県は公共の福祉を増進する立場にあることから、地方自治法、同施行令、財務規則等において、一定の手続きが定められている。

地方自治法は、契約締結方式を一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法に限定し、さらに県の規則等でその手続きを定めて契約の公正性、経済性及び適正履行の確保を図っている。したがって、契約の締結に当たっては、公正でかつ適正、効率的な執行が求められ、いかに適切な契約の相手方を選定するかが極めて重要である。

(2) 地方自治法上の契約の種類

地方自治法は、契約締結方式を一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法に限定している。(地方自治法第234条第1項)

① 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格をもつ不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式

② 指名競争入札

資力・信用その他について適當である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式

③ 隨意契約

競争入札の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式

④ せり売り

契約価格等について多数の者を口頭又は挙動で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する契約方式

(3) 長野県における契約方法の取扱い

一般競争入札以外の契約方法については、地方自治法第234条第2項の規定により、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限り、選択することができるところとされている。

長野県における一般競争入札以外の契約方法の取扱いは、下表のとおりとなっている。

区分	地方自治法施行令	指名競争入札又は随意契約によることができる場合について (S57.10.4付57会第54号通知)												
指名競争入札 (令第167条)	<p>①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき</p> <p>②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき</p> <p>③一般競争入札に付することが不利と認められるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊構造の建築物等の工事、製造 ・特殊な品質の物件等の買入 ・特殊技術を要する工事で、相手を特定する必要があるとき ・特殊な物件の供給で入札参加者が限定されるとき ・特殊構造の建築物等の工事・製造で相手が特定されるとき ・工事又は製造…予定価格 500万円以下 ・財産買入…〃 300万円以下 ・賃借料 …〃 160万円以下 ・財産売払…〃 100万円以下 ・物件貸付…〃 50万円以下 ・上記以外…〃 200万円以下 ・関係業者が通謀して、一般競争の公正な執行を妨げることとなる恐れがあるとき ・契約上の義務違反があるときは県の事業に著しく支障をきたす恐れがあるとき ・不信用又は不誠実の業者が参加して競争をなす恐れがあるとき 												
随意契約 (令第167条の2)	<p>①売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては予定賃貸借料の年額又は総額)が別表5の範囲内において、<u>普通地方公共団体の規則で定める額</u>を超えないもの</p> <p>②不動産の買入れ又は借入れ、県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p><u>県の規則で定める額(財務規則第136条)</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>工事又は製造の請負…</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>財産の買入</td> <td>…160万円</td> </tr> <tr> <td>物件の借入</td> <td>… 80万円</td> </tr> <tr> <td>財産の売払</td> <td>… 50万円</td> </tr> <tr> <td>物件の貸付</td> <td>… 30万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>…100万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的物件が特定の者でなければ納入できない ・特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊な技術が必要 ・目的物が特定の位置、構造又は性質 ・県の行為を秘密にする必要がある ・運送又は保管 	工事又は製造の請負…	250万円	財産の買入	…160万円	物件の借入	… 80万円	財産の売払	… 50万円	物件の貸付	… 30万円	上記以外	…100万円
工事又は製造の請負…	250万円													
財産の買入	…160万円													
物件の借入	… 80万円													
財産の売払	… 50万円													
物件の貸付	… 30万円													
上記以外	…100万円													

区分	地方自治法施行令	指名競争入札又は随意契約によることができる場合について (S57.10.4付57会第54号通知)
	<p>③障害者支援施設等において製作された物品を財務規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設等及びシルバー人材センター等から財務規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、又は母子福祉団体が行う事業で配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を財務規則で定める手続により受けける契約をするとき</p> <p>④新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を財務規則で定める手続きにより、買い入れる契約をするとき</p> <p>⑤緊急の必要により競争入札に付することができないとき</p> <p>⑥競争入札に付することが不利と認められるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林建設工事で特殊技術を必要としないものを受益者団体の請負とするとき ・国、地方公共団体、公法人、公益社団法人（特例社団法人を含む。）又は公益財團法人（特例財團法人を含む。）と直接契約を結ぶとき ・試験場などの生産物の売払い ・法令により財産の譲与又は無償貸付けができる者に、その財産を売払い又は有償貸付けするとき ・罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ・外国での契約 ・慈善等のため設立した救済施設から直接物件を買入れ又は借入れるとき ・学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売払い又は貸付けるとき ・土地、建物、林野若しくはその産物を特別の縁故のある者に売払い又は貸付けるとき ・債券又は株券の買入又は売払い ・公用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接公共団体又は事業者に売払い又は貸付けるとき <p style="text-align: right;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 財務規則で定める手続（財務規則第137条の2） (③④において同じ) </div> <p style="text-align: left;">↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、落雷、火災又は突発事故その他の非常緊急の場合、急速に契約を締結しなければ契約の目的を達成することができなくなるおそれがあるとき ・現に契約中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約をさせるとき ・買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき ・急速に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき

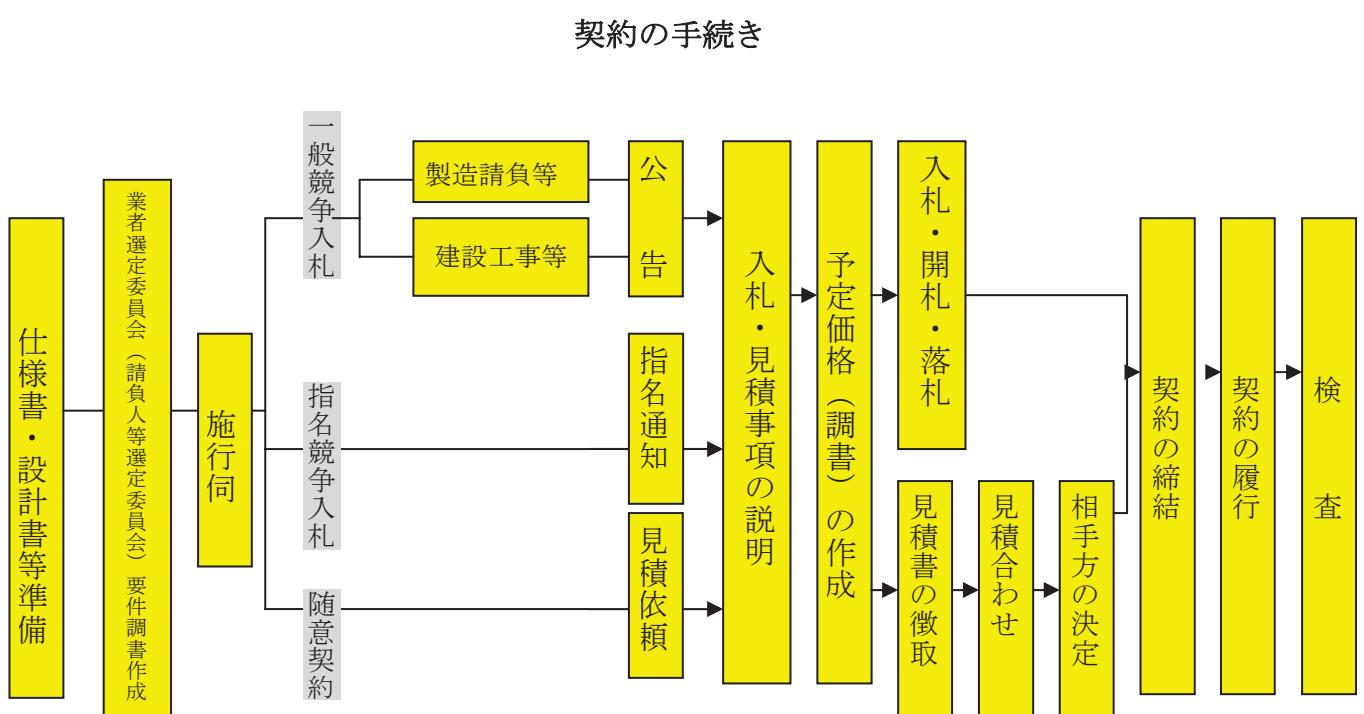
区分	地方自治法施行令	指名競争入札又は随意契約によることができる場合について (S57.10.4付57会第54号通知)
	<p>⑦時価に比して著しく不利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>⑧競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>⑨落札者が契約を締結しないとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の欲する物件を多量に所有し他の者に比して相当程度に安い価格で契約することができるとき ・落札した日から起算して5日以内に契約を締結しないとき
せり売り (令第167条の3)	動産の売扱いでその契約がせり売りに適しているもの	

(出所)長野県会計局

(4) 契約手続のフロー

業務委託等の契約手続は、県の基本計画や事業計画に基づき、事業の予算策定を行い、予算が承認されると、業務委託の仕様書・設計書等を準備し、業者選定委員会(請負人等選定委員会)に諮る。その後、契約形態(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)に応じて、公告・指名通知・見積依頼を行う。予定価格の作成後、入札・見積合わせを行い、契約を締結する。契約の履行を確認して、成果物等の検査を行い、完了する。

県の契約手続きのフローは下図のとおりである。



(注) 建設工事等：建設工事、建設工事に係る測量・調査・設計等の委託事業、森林整備業務、森林整備業務に係る測量、調査及び設計等の委託事業、管理その他の委託事業

(出所) 長野県会計局

3. 行政・財政改革と公共調達

(1) 長野県行政・財政改革方針

県の公共調達のうち、業務の民間委託等に関しては、「長野県行財政改革プラン」(平成 19 年 3 月)において、民間等との協働の推進として、アウトソーシング(民間委託等)の推進を述べており、平成 24 年 3 月策定の「長野県行政・財政改革方針」においては、以下のように、アウトソーシングの推進等について記載されている。

長野県行政・財政改革方針（抜粋）

III 行政経営システム改革

- 1 組織風土の変革～職員が新しいことに意欲的に挑戦できる風通しのよい職場づくり
- 2 しごと改革(業務の生産性の向上)～コスト意識を持ち、成果を重視する業務遂行
 - (1)事務事業の不断の見直し
 - (2)業務の改善・効率化(仕事の仕方の最適化、ICT の活用、業務の集約化)
- 3 アウトソーシングの推進～民間企業等のノウハウの活用による県民サービスの向上
 - (1)指定管理者制度の導入
 - (2)地方独立行政法人化
 - (3)業務の民間委託の推進

県が自ら行うべきかどうかという視点で業務を再点検し、民間委託することによる民間企業等の活力の高揚と雇用の創出などの視点から、可能なものについて順次実施していきます。

IV 財政構造改革

- 2 歳出削減の取組～新たな施策に取り組むための徹底した事業見直しと経費節減
 - (1)抜本的な事業見直し
役割分担の明確化、事業の必要性・有効性の検討、事業の効率性の検討、投資的経費の効果的配分とコスト縮減、内部管理経費の徹底した節減

(2) 民間活用の状況

民間活用の事例としては、職員の給与・旅費の審査等(平成 20 年度～)、自動車税の電話催告(平成 21 年度～)、特別支援学校、福祉施設等の給食業務(平成 22 年度～)、保健所等の動物愛護管理業務(平成 23 年度～)、県庁の衛視、通信業務(平成 23 年度～)、合同庁舎の通信、汽缶(ボイラー)業務(平成 23 年度～)、未利用県有地の売却業務(平成 24 年度～)、介護に関する研修業務(平成 24 年度～)などが実施されている。

III 包括外部監査の視点と方法

1. 監査の視点

公共調達(公共工事関係を除く。)の全庁的な事態を把握し、課題の抽出と改善案を検討するために、次の視点から、業務委託等の個別事例の検証を行う。

【監査の視点 1】 調達全般に関する制度の企画立案、ガイドライン等の策定、評価・検証がされているか。

- ・全庁的な所管課(司令塔)が存在しているか。
- ・調達改革の基本方針や計画、目標値が作成されているか。
- ・全庁的に共通な委託業務(施設管理等)に関して、予定価格における積算の統一化、サービス水準(仕様書)の検証がされているか。
- ・業務委託による予算の削減とサービスレベル(品質の確保)の評価は妥当か。
- ・業務委託の実績評価と検証にもとづき、翌年度以降の事業計画や予算に反映しているか。

【監査の視点 2】各部局における調達改善(随意契約等の見直し、共同購入等)への取組がされているか。

- ・各部局が随意契約を見直して競争性を導入しているか。
- ・1者随意契約の改善を図っているか。
- ・プロポーザル方式の導入を図っているか。
- ・長期継続契約(複数年度契約)の導入を図っているか。
- ・物品購入の共同購入を進めているか。
- ・契約・調達方式の見直しとその成果が検証されているか。

【監査の視点 3】 委託業務が適切に実施されているか。

- ・業務の実施過程を適時チェックしているか。
- ・実施報告書の検証を適切にしているか。
- ・契約後の再委託・契約変更は適切か。
- ・県の出資法人等の中で指定管理者になっている法人について、再委託の状況は適切か。

【監査の視点 4】 調達事務コストの見直し(効率化)がされているか。

- ・本庁・現地機関において、事務の合理化に努めているか。

2. 監査の方法

全庁的(本庁及び現地機関)に業務委託及び物品購入に関する調査票を発送して、その回答状況をみながら、所管課へのヒアリング、書類調査等を通じて、監査を実施した。

調査内容の概要は、以下のとおりである(調査票のサンプルは資料を参照のこと)。

① 業務委託

【対象期間】平成 21 年度～23 年度の 3 年分

【調査項目】

ア. 委託業務名
イ. 委託内容
ウ. 業務分類
<p>「1」…施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)</p> <p>「2」…施設の指定管理、施設の管理運営</p> <p>「3」…システム開発、保守、データ入力等(IT関連)</p> <p>「4」…イベント、研修会、講習会、相談業務等</p> <p>「5」…調査、研究、検査、測定、分析等</p> <p>「6」…一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)</p> <p>「7」…工事関係の業務委託</p> <p>「8」…その他</p>
エ. 委託理由
<p>「1」…高度・専門的な知識が必要なため</p> <p>「2」…事務の効率化、経費節減のため</p> <p>「3」…一時的、大量の業務のため</p> <p>「4」…民間のアイデアやノウハウを活用するため</p> <p>「5」…時間外、休日、緊急時等の対応のため</p> <p>「6」…障害者支援施設、シルバー人材センター等へ委託するため</p> <p>「7」…その他</p>
オ. 契約方法
<p>「1」…一般競争入札</p> <p>「2」…指名競争入札</p> <p>「3」…随意契約(4、5を除く)</p> <p>「4」…公募型見積合わせ</p> <p>「5」…プロポーザル方式</p>
カ. 参加業者数

キ. 予定価格、契約金額、支出額
ク. 落札率
ケ. 変更契約の有無(変更内容)
コ. 複数年契約の場合の年数
サ. 契約変更した場合の理由
<ul style="list-style-type: none"> 「1」…仕様(委託内容、面積等)を変更したため 「2」…不測の事態が生じたため 「3」…進捗の遅れのため 「4」…その他
シ. 再委託の有無
ス. 予定価格の積算方法
<ul style="list-style-type: none"> 「1」…歩掛り(基準単価)等による 「2」…過去の実績を参考とした 「3」…予算を参考とした 「4」…参考見積書を徴取した(一者のみ) 「5」…参考見積書を徴取した(二者以上) 「6」…その他
セ. 一者隨契の場合の理由
<ul style="list-style-type: none"> 「1」…国、独立行政法人、市町村への委託 「2」…システム、設備等の開発業者への委託 「3」…当該業務を唯一行う業者への委託 「4」…委託要件に当てはまる業者が近隣に複数いない場合 「5」…プロポーザル方式による業者選定 「6」…競争入札によって落札者がなかった場合 「7」…その他
ソ. 契約者所在地
<ul style="list-style-type: none"> 「1」…同一市町村内の業者 「2」…隣接市町村の業者 「3」…同一地域(東信、南信、中信、北信)内の業者 「4」…県内の業者(1~3 を除く) 「5」…県内に支店等のある県外業者 「6」…県外業者(5 を除く)

【対象機関】

全機関(本庁及び現地機関)

② 物品調達（消耗品費等の需用費）

【対象期間】 平成 23 年度分

【対象項目1】 コピー用紙(A4)

ア. A4判の1枚当たり契約単価(消費税込み)
イ. A4判の1枚当たりの予定価格(消費税込み)
ウ. 落札率
エ. 参加業者数
オ. 予定価格の積算方法
「1」…市場価格を参考にした 「2」…過去の実績を参考とした 「3」…参考見積書を徴取した(一者のみ) 「4」…参考見積書を徴取した(二者以上) 「5」…その他
カ. 契約方法
「1」…一般競争入札 「2」…指名競争入札 「3」…随意契約(4を除く) 「4」…公募型見積合わせ
キ. 一括契約の有無
ク. 契約者所在地
「1」…同一市町村内の業者 「2」…隣接市町村の業者 「3」…同一地域(東信、南信、中信、北信)内の業者 「4」…県内の業者(3を除く) 「5」…県内に支店等のある県外業者 「6」…県外業者(5を除く)

【対象項目2】 印刷製本

ア. 使用目的
「1」…事務用(一般の封筒、手引きなど) 「2」…県民等への広報、広聴用(広報誌、制度案内、試験案内、アンケート用紙・回収封筒など) 「3」…県民等が行う手続用(申請・申込書類、納入通知書など) 「4」…統計等の資料用(統計書、事業報告など) 「5」…記念事業用(記念誌、会員名簿など) 「6」…その他

イ. 定期的に印刷、必要な都度(隨時)印刷するもの
ウ. 形態
<p>「1」…冊子類 「2」…パンフレット、リーフレット類 「3」…チラシ類 「4」…シール類 「5」…書類、封筒類 「6」…その他</p>
エ. サイズ
<p>「1」…A4判 「2」…A4判より小さい 「3」…A4判より大きい 「4」…その他(封筒、細長い印刷物等)</p>
オ. 色
<p>「1」…カラー 「2」…主にカラー 「3」…白黒(又は単色) 「4」…主に白黒(又は単色)</p>
カ. 全体の頁数、単位(冊、枚等)
キ. 種類ごとの購入金額、予定価格相当額(消費税込み)
ク. 落札率
ケ. 予定価格の積算方法
<p>「1」…市場価格を参考にした 「2」…過去の実績を参考とした 「3」…予算を参考とした 「3」…参考見積書を徵取した(一者のみ) 「4」…参考見積書を徵取した(二者以上) 「5」…その他</p>
コ. 契約方法
<p>「1」…一般競争入札 「2」…指名競争入札 「3」…随意契約(4を除く) 「4」…公募型見積合わせ</p>
サ. 一括契約の有無
タ. 契約者所在地
「1」…同一市町村内の業者

- | |
|---------------------------|
| 「2」…隣接市町村の業者 |
| 「3」…同一地域(東信、南信、中信、北信)内の業者 |
| 「4」…県内の業者(1~3を除く) |
| 「5」…県内に支店等のある県外業者 |
| 「6」…県外業者(5を除く) |

【対象機関】

区分	対象機関
本 庁	財産活用課、警察本部会計課
現地機関	地方事務所地域政策課(佐久、下伊那、北安曇、長野に限る。) 短期大学、看護大学、環境保全研究所、野菜花き試験場 建設事務所(佐久、飯田、大町、長野に限る。) 高等学校(長野、北佐久農業、飯田風越、大町北に限る。) 警察署(長野中央、佐久、飯田、大町に限る。)

③ 指定管理者の行う再委託業務

【対象期間】 平成 21 年度～23 年度の 3 年分

【対象項目】 再委託業務

【対象機関】 長野県文化振興事業団、長野県社会福祉事業団

④ 公共調達の改善への取組みと所管課が考える課題について(アンケート調査)

【対象項目】 現在の業務で民間委託可能な業務、物品調達の効率化など

【質問項目】

業務委託関係
Q1 現在、直営で行っている業務のうち、外部委託をした方がよいと思われる業務はありますか。 Q2 平成 23 年度において実施した業務委託はありますか。 Q3 今まで随意契約で行ってきた業務委託について、今後、競争入札に変更する予定の業務はありますか。 Q4 業務委託について国や本府などから統一的な仕様書、基準等が示されているものがありますか。 Q5 各機関において仕様書を作成する場合、どのように作成していますか。 Q6 平成 23 年度又は 24 年度に、仕様書の見直しにより契約金額が安くなった業務はありますか。 Q7 業務委託についての評価・検証は行っていますか。

- Q8 業務委託の予算、契約額、仕様、予定価格の積算等において他の機関との情報交換を行っていますか。
- Q9 現在実施している業務委託のうち、民間のイノベーション(新しい技術、ノウハウ等)を取り入れたものがありますか。
- Q10 業務委託において、手続等、何か困っていることはありますか。

現地機関に委託料の再配当（平成23年度）を行っている本庁の課（室）

- Q11 貴課(室)で委託料を再配当した現地機関はいくつありますか。
- Q12 現地機関が行っている業務委託、契約金額等を把握していますか。
- Q13 現地機関が行っている業務委託について、評価・検証は行っていますか。
- Q14 平成24年度に初めて、本庁で一括での契約を行った現地機関の業務委託はありますか。
- Q15 現地機関が行っている業務委託のうち、貴課(室)での一括契約が可能と思われる業務はありますか。
- Q16 財政当局への平成24年度予算要求の際、委託料の一括カットを行っていますか。
- Q17 現地機関が行っている業務委託について統一的な仕様書、マニュアル等を示しているものがありますか。
- Q18 現地機関が行っている業務委託について、予定価格の算定に係る統一的な単価等を示しているものがありますか。

現地機関

- Q19 平成23年度又は24年度において委託している業務のうち、本庁や複数の機関において一括契約した方がよいと思われる業務はありますか。

物品調達関係

- Q20 消耗品の本庁又は近隣地域での一括購入、共同購入は手続上の効率化が図られると思いますか。
- Q21 物品購入(消耗品、備品)において、手續等、何か困っていることはありますか。
- Q22 こうすれば効率化や経費節減を図ることができるといった提案があれば教えてください。

【対象機関】 全機関（本庁及び現地機関）

IV 業務委託を中心とする公共調達の現状と課題

1. 調達改革の必要性

公共調達については、全国的な問題として、これまで公共事業の談合やITの高値購入、随意契約などが指摘されている。長野県においては、公共工事(工事・委託)等については、平成15年4月25日の長野県公共工事入札等適正化委員会の提言を受けて、入札制度改革の3つの理念と5つの柱を掲げ抜本的な改革が進められてきたものの、公共工事等以外の業務委託については、一般競争入札の促進などにとどまり従前の制度の中で調達が行われている。

他方、県は、委託料325億円、工事請負費726億円(平成23年度決算)など県内での最大の購買者である。また、公共調達は、単にモノを購入することからサービスを購入したり、PFI等のように民間事業者と協力関係を築くことが重要になり、NPO等も公共サービスの担い手として期待されるなど、多様化・複雑化している。

このような状況の中で、県としても、公共調達に関する現状の把握を行い、課題と改善策を検討することが必要である。

そのため、当監査において、公共調達の実態把握と課題の抽出を行うものである。

2. 業務委託の状況（当初予算による分析）

平成23年度決算では、委託料は32,576,173千円となっている。

しかしながら、委託料の全体を契約方法別(一般競争入札、随意契約等)に集計しているデータではなく、また、業務区分別(施設管理、システム関連費等)に集計しているデータもない。

そのため、当監査では、委託料の部局別内訳と業務区分別明細を把握するために、平成23年度当初予算を事業名で大括りに把握した。

その後、監査人が本庁及び現地機関に対して調査票を送付して、業務委託の状況を調査することとした。

下表は、平成23年度当初予算の委託料を事業名だけで分類したものであり、あくまでも全体像を把握するための参考値である。

金額的には、①建設部、②健康福祉部、③農政部が多い。建設部と農政部は、工事関係の設計、測量、工事監理が含まれていることが大きい。健康福祉部は、固有な事業の委託や施設の指定管理が大きい。

次に、委託料を業務区分別にみると、下表のようになった。

金額的には、①設計、測量、工事監理、②施設の指定管理、施設の管理運営、③一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)が多い。

今回は直接の監査対象としていない公共工事関係の設計、測量、工事監理の

業務が、金額では47.9%を占めており、業務委託全体のほぼ半分となっていることがわかる。

業務委託の状況（部局別） 平成23年度当初予算

部局名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
危機管理部	26	181	0.5
企画部	43	1,465	4.1
総務部	25	1,021	2.8
健康福祉部	181	3,305	9.2
環境部	30	2,121	5.9
商工労働部	66	1,537	4.3
観光部	13	82	0.2
農政部	46	2,060	5.7
林務部	45	1,702	4.7
建設部	74	19,214	53.2
会計局	3	31	0.1
企業局	9	707	2.0
教育委員会	48	936	2.6
警察本部	41	1,714	4.7
行政委員会	1	15	0.0
議会事務局	1	7	0.0
合計	652	36,099	100.0

(注) 行政委員会：監査、人事、労働委員会

(出所) 長野県のデータをもとに監査人が作成

業務委託の状況（業務区分別） 平成23年度当初予算

業務区分	件数		金額	
	(件)	(%)	(百万円)	(%)
① 施設管理（清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等）	127	19.4	2,411	6.7
② 施設の指定管理、施設の管理運営	23	3.5	7,770	21.5
③ システム開発、保守、データ入力等(I T関連)	77	11.8	1,011	2.8
④ イベント、研修会、講習会、相談業務等	53	8.1	1,359	3.8
⑤ 調査、研究、検査、測定、分析等	41	6.3	805	2.2
⑥ 一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	267	41.0	5,445	15.1
⑦ 設計、測量、工事監理	65	10.0	17,298	47.9
合計	652	100.0	36,099	100.0

(出所)長野県のデータをもとに監査人が作成

3. 監査人の調査票に基づく業務委託の分析

予算のデータは、事業名と金額の情報であり、契約方法、落札率、正確な業務区分等を見ることができない。

そこで、監査の方法で記載したように、監査人が調査票を作成して、本庁の各部課及び現地機関に回答を依頼して集計したものである。その結果は、以下のようになつた(調査票のサンプルは、資料を参照のこと)。

調査票の回収率は本庁、現地機関ともに 100%であったが、調査項目の一部が空欄となっているものなどがあったため、集計結果に反映されていないものもある。

平成 23 年 4 月 1 日現在、本庁は、部局が 18 あり、その下に課・事務局が約 100 ある。平成 23 年度の委託料の決算額(工事関係の業務委託を含む。)は 325 億円余であるが、このうち調査票により回答があつたものは、本庁で 77 億円余(全体の 23.9%)であつた。

現地機関は、総数で約 340 あるが、現地機関での委託料は、79 億円余(全体の 24.4%)であつた。

なお、今回の調査は、公共調達のうち工事関係の業務委託と 10 万円未満の委託料は、調査対象から除いている。

業務委託料（平成 23 年度）

区分	金額(千円)	構成比(%)
業務委託（当監査の調査対象）	15,733,499	48.3
本 庁	7,780,872	23.9
現地機関	7,952,627	24.4
工事関係及び 1 件 10 万円未満の業務委託	16,842,674	51.7
合計	32,576,173 (※)	100.0

(注)※は決算額であり、他の数値は監査人の調査票により回答があつたものの合計である。

(1) 契約方法

【本庁】

調査票に回答があつた業務委託において、契約方法では、一般競争入札が、162件(全体の 18.0%)、2,224,478 千円(全体の 28.6%)である。これに対して、随意契約(公募型見積合わせ、プロポーザル方式を除く)は、634件(70.5%)、3,709,203千円(47.7%)である。プロポーザル方式は、103件(11.5%)、1,847,192千円(23.7%)である。全体的に、随意契約の件数と金額の割合が高いといえる。

なお、本庁においては指名競争入札と公募型見積合わせは行われていなかつた。

今後は、県として、全庁的な視点から、委託業務の契約方法等の実態把握を行うことが必要である。その上で、随意契約の見直し等の目標を掲げて、取り組んでいくような仕組みを検討することが必要である。

契約方法（本庁）

契約方法	件数(件)	金額(千円)	
		構成比(%)	構成比(%)
1 一般競争入札	162	18.0	2,224,478
2 指名競争入札	-	-	-
3 随意契約	634	70.5	3,709,203
4 公募型見積合わせ	-	-	-
5 プロポーザル方式	103	11.5	1,847,192
合計	899	100.0	7,780,872
			100.0

(注) 本庁においては指名競争入札と公募型見積合わせはなかつた。

本庁の部局別明細をみると、金額的に多い部局は、①健康福祉部、②企画部、③警察本部、④商工労働部、⑤総務部である。

一般競争入札の金額的に多い部局は、①警察本部、②企画部、③林務部、④建設部、⑤総務部である。警察本部(91.3%)、企業局(89.9%)、林務部(58.5%)は、一般競争入札の比率が高いといえる。

随意契約の金額的に多い部局は、①企画部、②健康福祉部、③商工労働部、④総務部、⑤農政部である。

本書で個別事業の監査対象とした部は、健康福祉部と商工労働部である。

本庁 契約方法（金額順位）

順位	全体	1 一般競争入札	3 随意契約
第1位	健康福祉部	警察本部	企画部
第2位	企画部	企画部	健康福祉部
第3位	警察本部	林務部	商工労働部
第4位	商工労働部	建設部	総務部
第5位	総務部	総務部	農政部

本庁 契約方法別の状況(部局別)

(単位 : 千円)

部局名	1 一般競争入札		3 隋契契約		5 プロポーザル方式		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
危機管理部	3	33,817	6	107,639			9	141,456
企画部	12	321,347	33	866,081	16	184,661	61	1,372,090
総務部	18	163,423	43	443,718	2	2,769	63	609,909
健康福祉部	7	42,921	126	801,935	20	938,676	153	1,783,531
環境部	12	26,310	18	98,648	2	38,188	32	163,146
商工労働部	6	27,926	63	500,541	11	87,543	80	616,011
観光部	2	1,764	11	70,690	11	94,582	24	167,037
農政部	6	27,368	207	285,475	5	108,891	218	421,734
林務部	24	290,864	26	81,511	22	124,505	72	496,880
建設部	14	194,377	23	167,540	4	158,678	41	520,595
会計局			3	30,674			3	30,674
企業局	6	151,079	14	16,945			20	168,023
教育委員会	23	111,678	34	143,861	9	107,671	66	363,210
警察本部	27	828,011	23	78,154	1	1,029	51	907,194
行政委員会			1	14,836			1	14,836
議会事務局	2	3,591	3	955			5	4,546
合計	162	2,224,478	634	3,709,203	103	1,847,192	899	7,780,872

(注) 行政委員会：監査、人事、労働委員会

【現地機関】

現地機関には、地方事務所、消費生活センター、保健福祉事務所、技術専門校、建設事務所、高等学校、警察署など約 340 の機関がある。

現地機関は、本庁から予算配当を受け執行している。

調査票に回答があった業務委託において、契約方法では、一般競争入札が 278 件(全体の 18.2%)、1,239,571 千円(全体の 15.6%)、指名競争入札が、33 件(全体の 2.2%)、55,865 千円(全体の 0.7%)である。これに対して、随意契約(公募型見積合わせ、プロポーザル方式を除く)は、1,040 件(68.0%)、5,794,668 千円(72.9%)である。公募型見積合わせは、80 件(5.2%)、19,683 千円(0.2%)、プロポーザル方式は、98 件(6.4%)、842,840 千円(10.6%)である。本庁と比較すると、随意契約の金額の割合が一段と高いといえる。

契約方法（現地機関）

契約方法	件数（件）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
1 一般競争入札	278	18.2	1,239,571	15.6
2 指名競争入札	33	2.2	55,865	0.7
3 隨意契約	1,040	68.0	5,794,668	72.9
4 公募型見積合わせ	80	5.2	19,683	0.2
5 プロポーザル方式	98	6.4	842,840	10.6
合計	1,529	100.0	7,952,628	100.0

現地機関の部局別明細では、金額的に多い部局は、①建設部、②地方事務所、③環境部、④警察本部、⑤商工労働部である。

一般競争入札の金額的に多い部局は、①建設部、②地方事務所、③警察本部、④教育委員会、⑤健康福祉部である。企画部(91.4%)、企業局(54.6%)、教育委員会(48.3%)は、一般競争入札の比率が高いといえる。

随意契約の金額的に多い部局は、①建設部、②環境部、③地方事務所、④警察本部、⑤健康福祉部である。建設部と環境部に随意契約が多いのは、諏訪湖流域下水道維持管理(建設部)と千曲川上下流処理区維持管理業務(環境部)を(財)長野県下水道公社に随意契約で委託しているためである。

プロポーザル方式は、健康福祉部、商工労働部、建設部、教育委員会で実施されている。公募型見積合わせは警察本部のみで実施されている。

本書で個別事業の監査対象とした現地機関は、地方事務所（松本、北信）と健康福祉部保健福祉事務所（松本、北信）である。

現地機関 契約方法（金額順位）

順位	全体	1 一般競争入札	3 隨意契約
第1位	建設部	建設部	建設部
第2位	地方事務所	地方事務所	環境部
第3位	環境部	警察本部	地方事務所
第4位	警察本部	教育委員会	警察本部
第5位	商工労働部	健康福祉部	健康福祉部

現地機関 契約別の状況（部局別）

(単位:千円)

部局名	契 約 方 法										合計	
	1 一般競争入札		2 指名競争入札		3 隨意契約		4 公募型見積合わせ		5 プロポーザル方式			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
地方事務所	55	239,735	1	3,475	91	1,442,541					147 1,685,751	
危機管理部			1	1,418	10	3,117					11 4,534	
企画部	3	56,747	2	1,287	6	4,019					11 62,054	
総務部	4	9,384			12	3,190					16 12,574	
健康福祉部	20	96,207	8	11,315	145	186,964			8	91,072	181 385,559	
環境部	7	46,795	1	1,328	27	1,517,951					35 1,566,074	
商工労働部	8	13,573	4	3,714	176	128,424			83	250,880	271 396,591	
観光部											0 0	
農政部			1	2,003	69	20,362					70 22,365	
林務部	1	311			6	4,892					7 5,203	
建設部	109	358,046	4	3,408	91	1,968,100			3	450,763	207 2,780,317	
会計局											0 0	
企業局	16	76,544	10	27,753	44	35,780					70 140,077	
教育委員会	37	151,932	1	163	328	112,391			4	50,125	370 314,610	
警察本部	18	190,297			35	366,939	80	19,683			133 576,920	
合計	278	1,239,571	33	55,865	1,040	5,794,668	80	19,683	98	842,840	1,529 7,952,628	

(2) 業務区分

【本庁】

本庁における委託料を業務区分別に集計した結果は、以下のとおりである。

件数的には、①その他、②一般業務、③イベント、研修会等、④システム開発、保守等が多い。金額的には、①施設の指定管理等、②システム開発、保守等、③その他が多い。

県としては、委託業務の業務区分のような事業の特性を把握して、特性に応じた委託業務の改善案を検討することが必要である。例えば、施設管理であれば、財産活用課では仕様書と積算の統一化を進めており、また、情報システム推進室ではシステム開発の最適化を図っている。今後は、委託業務の全体を総括する組織を設置することで、業務の特性に応じた調達の改善を図ることが望まれる。

本書で監査対象とした県庁全体の業務としては、施設管理とシステム開発等（IT 関連）である。

また、一般業務については、特定の部局（健康福祉部と商工労働部）を対象にして、その中で検討することとした。

本庁 業務区分の状況

業務区分	件数（件）	金額（千円）	
		構成比（%）	構成比（%）
1 施設管理（清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等）	64	7.1	432,174
2 施設の指定管理、施設の管理運営	27	3.0	1,968,367
3 システム開発、保守、データ入力等（IT 関連）	122	13.6	1,377,567
4 イベント、研修会、講習会、相談業務等	140	15.6	747,929
5 調査、研究、検査、測定、分析等	111	12.3	962,892
6 一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	156	17.3	1,077,870
8 その他（上記以外）	279	31.0	1,214,072
合計	899	100.0	7,780,872

部局別に業務区分の上位 3 位(金額ベース)は下記のようになつた。

本庁 業務区分の状況 (金額順位)

順位	1 施設管理	2 施設の指定管理	3 システム開発	4 ベンチ、研修会	5 調査、研究	6 一般業務
第 1 位	総務部	健康福祉部	企画部	商工労働部	林務部	健康福祉部
第 2 位	教育委員会	企画部	建設部	健康福祉部	警察本部	林務部
第 3 位	健康福祉部	教育委員会	総務部	農政部	環境部	総務部

本庁 業務区分の状況 (部局別)

(単位:千円)

部局名	業 務 区 分												合計
	1 施設管理		2 施設の指定管理		3 システム開発		4 ベンチ、研修会		5 調査、研究		6 一般業務		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
危機管理部	3	33,817					2	16,176	2	79,168	2	12,295	
企 画 部			7	826,094	12	416,468	28	35,709	7	49,280	7	44,539	
総 務 部	16	193,058	1	7,576	24	261,562			1	1,302	20	145,923	1
健康福祉部	4	70,561	6	964,170	16	43,491	55	138,910	10	64,249	44	298,330	18
環 境 部	1	2,919	4	4,394	4	15,404	4	1,400	15	111,192	1	2,289	3
商工労働部	1	750	2	1,647	5	31,947	23	347,315	5	10,643	12	69,235	32
観 光 部			1	10,634	4	19,370	6	46,381	5	30,627	7	56,669	1
農 政 部					5	9,377	7	104,860	9	62,290	15	30,725	182
林 務 部					6	16,382	2	5,649	25	303,787	38	170,224	1
建 設 部	4	3,758			26	407,302			9	106,941	1	913	1
会 計 局					3	30,674							3
企 業 局					2	5,693			3	10,372	2	145,761	13
教育委員会	22	106,999	6	153,852	7	13,226	2	2,318	12	6,799	2	35,024	15
警察本部	10	16,599			8	106,673	11	49,211	6	125,409	4	51,106	12
行政委員会											1	14,836	
議会事務局	3	3,713							2	833			5
合計	64	432,174	27	1,968,367	122	1,377,567	140	747,929	111	962,892	156	1,077,870	279
													899
													7,780,872

【現地機関】

現地機関の委託料を業務区分別に集計した結果は、以下のとおりである。

件数的には、①施設管理が7割近くを占めており、次いで、②一般業務が多い。金額的には、①施設の指定管理、施設の管理運営、②施設管理、③一般業務が多い。

現地機関 業務区分の状況

業務区分	件数(件)	金額(千円)	
		構成比(%)	構成比(%)
1 施設管理（清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等）	1,030	67.4	3,142,690 39.5
2 施設の指定管理、施設の管理運営	25	1.6	3,333,684 41.9
3 システム開発、保守、データ入力等（IT関連）	15	1.0	50,443 0.6
4 イベント、研修会、講習会、相談業務等	25	1.6	124,226 1.6
5 調査、研究、検査、測定、分析等	59	3.9	82,707 1.0
6 一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	288	18.8	1,092,133 13.7
8 その他（上記以外）	87	5.7	126,744 1.6
合計	1,529	100.0	7,952,628 100.0

部局別に業務区分の上位3位(金額ベース)は下記のようになった。

現地機関 業務区分の状況（金額順位）

順位	1 施設管理	2 施設の指定管理	3 システム開発	4 イベント、研修会	5 調査、研究	6 一般業務
第1位	建設部	環境部	警察本部	健康福祉部	商工労働部	警察本部
第2位	地方事務所	地方事務所	建設部	商工労働部	地方事務所	商工労働部
第3位	健康福祉部	建設部	環境部	—	企業局	教育委員会

現地機関 業務区分の状況（部局別）

(単位:千円)

部局名	業務区分												合計			
	1 施設管理		2 施設の指定管理		3 システム開発		4 ベント、研修会		5 調査、研究		6 一般業務		8 その他			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
地方事務所	115	314,070	8	1,328,798					7	9,995	8	15,678	9	17,211	147	1,685,751
危機管理部	10	4,310									1	225			11	4,534
企画部	10	60,799							1	1,255					11	62,054
総務部	9	10,313			3	1,108			3	943	1	210			16	12,574
健康福祉部	104	148,344	2	5,941	2	1,235	19	109,208	5	1,197	35	94,485	14	25,149	181	385,559
環境部	19	12,135	2	1,495,530	1	8,085			4	3,200	8	46,898	1	226	35	1,566,074
商工労働部	92	54,453			1	2,148	6	15,018	26	56,195	138	249,522	8	19,254	271	396,591
観光部															0	0
農政部	35	10,655	1	165					1	462	27	9,977	6	1,105	70	22,365
林務部	4	808							1	143	1	133	1	4,119	7	5,203
建設部	186	2,236,800	11	502,516	2	12,747			1	223	3	5,907	4	22,123	207	2,780,317
会計局															0	0
企業局	47	81,663			1	1,323			4	6,599	10	49,853	8	638	70	140,077
教育委員会	294	143,373	1	733	3	434			6	2,493	34	132,479	32	35,098	370	314,610
警察本部	105	64,968			2	23,363					22	486,768	4	1,822	133	576,920
合計	1,030	3,142,691	25	3,333,685	15	50,443	25	124,226	59	82,707	288	1,092,134	87	126,744	1,529	7,952,628

(3) 落札率と参加業者数の状況

【本庁】

本庁の部局別に平均落札率と平均参加業者数を集計すると下表のようになった。

予想されたことであるが、参加業者数が多いほど落札率が低くなる傾向にある。

本庁 平均落札率と平均参加者数（部局別）

部局名	契約方法						合計			
	1 一般競争		3 隨意契約		5 プロポーザル					
	平均落札率(%)	平均参加業者数	平均落札率(%)	平均参加業者数	平均落札率(%)	平均参加業者数				
危機管理部	99.1	1.0	96.5	1.3			97.3	1.2		
企画部	66.6	3.2	99.4	1.0	98.8	2.3	92.8	1.8		
総務部	87.0	3.8	98.8	1.1	100.0	4.5	95.4	2.0		
健康福祉部	80.0	2.3	97.3	1.4	97.2	1.5	96.5	1.4		
環境部	75.4	4.8	99.5	1.0	99.2	2.5	90.4	2.5		
商工労働部	79.8	2.8	98.7	1.1	96.0	2.9	96.9	1.4		
観光部	77.9	2.0	99.3	1.1	99.7	4.1	97.7	2.5		
農政部	84.8	5.3	99.7	1.0	99.9	2.8	99.3	1.2		
林務部	88.7	4.6	99.5	1.0	91.6	1.0	93.5	2.2		
建設部	82.2	2.4	98.7	1.3	99.1	1.5	93.1	1.7		
会計局			100.0	1.0			100.0	1.0		
企業局	81.9	3.8	82.9	2.0			82.3	3.1		
教育委員会	83.4	4.1	96.1	1.0	97.1	2.2	91.8	2.3		
警察本部	83.2	2.3	94.1	1.6	100.0	3.0	88.4	2.0		
行政委員会			100.0	1.0			100.0	1.0		
議会事務局	90.8	6.5	100.0	1.0			96.3	3.2		

(注) 指名競争入札と公募型見積合わせは該当がなかった

一般競争入札において、平均落札率が 80%以下の部局(網掛け部分)には、企画部、健康福祉部、環境部、商工労働部、観光部がある。ただし、参加業者数が多くても必ずしも落札率が低くない場合があり、平均参加業者数が 4 者以上(網掛け部分)でも落札率が 80%を超えている部局には、農政部、林務部、教育委員会、議会事務局がある。予定価格が市場価格を反映しているならば、低落札は生じにくいともいえる。いずれにしろ、予定価格の検証が必要である。

随意契約の場合は、落札率は 100%に近い状態であり、参加業者数もほぼ 1 者である。予定価格の積算が妥当であれば適切といえるが、競争性がない場合は、検証が必要である。

プロポーザル方式では、平均参加業者数が 4 者以上の部局(網掛け部分)が、総務部と観光部の 2 部ある。一定の競争性が導入されているが、参加業者数が平均 2 者以下の少ない部局もあり、今後、競争性の導入が課題である。

【現地機関】

現地機関の部局別に平均落札率と平均参加業者数を集計すると下表のようになつた。

一般競争入札においては、平均落札率が 80%以下の部局(網掛け部分)には、地方事務所、総務部、健康福祉部、商工労働部、林務部がある(網掛け部分)。他方、平均参加業者数が4者以上(網掛け部分)でも落札率が80%を超えている部局には、企業局がある。

指名競争入札では、平均参加業者数が4者を超える部局(網掛け)が多い。平均落札率が80%以下の部局(網掛け部分)には、企画部、健康福祉部、建設部がある。

随意契約では、落札率が85%から98%までばらつきが生じている。平均参加業者数が2者以上のところが多い。

本庁と同じように、予定価格の検証と競争性の創出が課題である。

現地機関 平均落札率と平均参加者数（部局別）

部局名	契約方法									合計		
	1 一般競争		2 指名競争		3 隨意契約		4 公募型		5 プロポーザル			
	平均落札率(%)	平均参加業者数	平均落札率(%)									
地方事務所	80.0	4.9	100.0	6.0	90.0	2.5					86.3	3.5
危機管理部			99.1	9.0	85.5	2.7					86.9	3.3
企画部	80.2	2.7	70.2	5.0	92.7	2.7					85.2	3.1
総務部	77.7	2.8			95.1	2.3					90.7	2.4
健康福祉部	70.6	4.1	74.8	3.6	93.8	1.8			100.0	1.4	90.7	2.1
環境部	100.0	1.6	84.9	6.0	95.3	1.8					95.9	1.9
商工労働部	64.3	3.6	98.8	2.8	96.3	1.5			97.3	1.9	95.7	1.7
観光部												
農政部			99.7	3.0	92.5	2.5					92.6	2.5
林務部	66.6	3.0			91.9	2.2					88.3	2.3
建設部	88.3	2.5	68.8	7.0	89.8	2.2			98.2	3.0	88.7	2.4
会計局												
企業局	90.1	4.4	86.8	4.6	89.6	2.7					89.3	3.4
教育委員会	88.2	3.0	91.2	7.0	93.9	2.7			79.2	2.0	93.1	2.7
警察本部	83.7	3.8			98.0	1.3	87.1	2.4			89.5	2.3

(4) 予定価格の積算方法

【本庁】

予定価格の積算方法を集計すると下表のようになつた。

本庁では、件数では「その他」（34.1%）が多く、「歩掛り（基準単価）」（22.7%）も多い。「過去の実績」（14.0%）、「予算を参考」（13.7%）といふのも少なくない。「参考見積（1者）」（9.2%）、「参考見積（2者以上）」（6.2%）は比較的少ないことがわかる。

このことは、所管部局で予定価格の積算を計算することが実務上困難であり、国等が示した基準単価や予算額に拠っていることを示していると考える。したがつて、委託業務について、全局的に適切な積算を実施する部署が必要であると考える。

部局別では、下記のようになつた。

本庁 予定価格積算方法（件数順位）

順位	1 歩掛り (基準単価)	2 過去の実績	3 予算を参考	4 参考見積 (1者)	5 参考見積 (2者以上)
第1位	健康福祉部	総務部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部
第2位	林務部	建設部	教育委員会	農政部	警察本部
第3位	環境部	警察本部	商工労働部	総務部、 教育委員会	教育委員会

本庁 予定価格積算方法（部局別）

(単位:千円)

部局名	積 算 方 法											
	1 歩掛け(基準単価)		2 過去の実績		3 予算を参考		4 参考見積(1者)		5 参考見積(2者以上)		6 その他	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
危機管理部	4	45,717	4	95,344			1	395				
企画部	12	62,562	9	68,814	11	130,112	3	310,381			26	800,222
総務部	13	156,886	23	107,181	6	116,830	11	100,077	2	101,879	8	27,056
健康福祉部	55	1,093,935	13	45,180	46	307,713	17	79,392	15	2,425	7	254,885
環境部	23	119,682	5	4,954	2	35,154	2	3,356				
商工労働部	4	19,985	12	98,590	14	253,769	5	27,681			45	215,987
観光部	7	62,456	7	28,319	4	9,381	5	66,640			1	240
農政部	6	29,216	2	2,137	13	157,492	14	31,977	3	6,056	180	194,856
林務部	50	444,687	10	8,067	1	838	6	20,917	4	19,294	1	3,077
建設部	6	12,047	17	124,932	2	77,583	5	24,401	4	108,717	7	172,915
会計局	2	30,060					1	614				
企業局	3	8,536	2	145,761			1	378	2	7,529	12	5,820
教育委員会	4	4,442	2	5,906	24	162,268	11	57,347	12	51,953	13	81,294
警察本部	14	326,571	16	220,059			1	9,872	14	121,498	6	229,194
行政委員会											1	14,836
議会事務局	1	3,427	4	1,119								
合計	204	2,420,209	126	956,362	123	1,251,140	83	733,427	56	419,351	307	2,000,382
構成比(%)	22.7	31.1	14.0	12.3	13.7	16.1	9.2	9.4	6.2	5.4	34.1	25.7

【現地機関】

現地機関では、件数では、「歩掛り（基準単価）」（35.6%）と「過去の実績」（35.5%）が多い。「参考見積（1者）」（13.5%）も少なくない。

このことは、現地機関では、本庁等が示した基準単価に拠ったり過去の実績を基に予定価格を設定しているものと考える。

したがって、現地機関の委託業務について、本庁で全庁的に適切な積算を実施する部署が必要であると考える。

部局別では、下記のようになつた。

現地機関 予定価格積算方法（件数順位）

順位	1 歩掛け (基準単価)	2 過去の実績	3 予算を参考	4 参考見積 (1者)	5 参考見積 (2者以上)
第1位	建設部	教育委員会	地方事務所	商工労働部	警察本部
第2位	商工労働部	健康福祉部	健康福祉部、 教育委員会	教育委員会	建設部
第3位	地方事務所	商工労働部	—	警察本部	環境部

現地機関 予定価格積算方法（部局別）

（単位：千円）

部局名	積 算 方 法											
	1 歩掛け(基準単価)		2 過去の実績		3 予算を参考		4 参考見積(1者)		5 参考見積(2者以上)		6 その他	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地方事務所	85	247,256	12	21,977	25	226,287	3	529	1	5,022	21	1,184,680
危機管理部	2	398	8	3,191			1	945				
企画部	7	34,059	2	27,577	1	260	1	158				
総務部	2	8,647	4	1,172	3	985	7	1,769				
健康福祉部	56	100,555	77	107,142	22	106,425	9	10,802	1	5,248	16	55,387
環境部	3	2,556	12	5,948	2	1,495,530	9	13,094	8	48,795	1	152
商工労働部	94	61,938	51	26,776	7	30,099	93	240,406			26	37,373
観光部												
農政部	6	2,524	44	10,253			16	8,742	1	439	3	407
林務部	2	4,261	5	941								
建設部	141	840,942	39	46,608	1	1,100	6	15,212	9	67,826	11	1,808,627
会計局												
企業局	55	118,412	14	21,430	1	235						
教育委員会	47	162,443	245	70,965	22	43,632	39	25,299	2	320	15	11,951
警察本部	45	46,919	30	8,699	1	130,067	23	34,690	12	2,290	22	354,255
合計	545	1,630,909	543	352,679	85	2,034,620	207	351,647	34	129,940	115	3,452,833
構成比(%)	35.6	20.5	35.5	4.4	5.6	25.6	13.5	4.4	2.2	1.6	7.5	43.4

＜仕様書作成に関するアンケート調査の結果＞

予定価格の積算方法に関連して、仕様書作成についてアンケートの調査を行った結果は下記のようになつた。

【本庁】

Q5 各機関において仕様書を作成する場合、どのように作成していますか。

- 過年度の仕様書をもとに変更部分を修正
- 類似業務の仕様書を参考に作成
- 国のガイドライン等を参考
- 国や土木研究所のものを参考

【現地機関】

Q10 業務委託において、手続等、何か困っていることはありますか(仕様書作成に関する部分を抽出した)。

- 予定価格の積算において専門知識が乏しい
- 仕様書、予定価格の積算が適正なものか分からぬ
- 予定価格の積算方法がよくわからない
- 予定価格を歩掛り(基準単価)等から算出しようと試みたが、細かい所で不明な点があり、結局過去の実績を参考にせざるを得なかつた
- 小規模の単独現地機関のため主な事務はほとんど1人で担当しており、予定価格に限らずすべてにおいて、何か1つのことを深く追求していると他の事務が回らなくなり間に合わない、というジレンマがある
- 仕様書作成、委託先(見積書徴取先)選定に係る情報
- 施設等の保守点検について統一基準がない

アンケート調査の結果をみると、仕様書の作成や積算に関して、情報やノウハウの不足があることがわかる。

したがつて、県全体として、総括的に委託業務全体の実態把握とともに、業務の集約化が可能かどうか検討することが望まれる。

(5) 委託理由

【本庁】

委託理由についての調査結果は下表のようになった。

本庁では、委託理由で最も多いのが、高度・専門的な知識(件数で 55.3%)が必要なこととなっている。事務の効率化・経費削減(12.6%)と民間アイデア・ノウハウ活用(5.2%)は相対的に少ない。今後は、このような視点からの委託を検討することが望まれる。

部局別では、下記のようになつた。

本庁 委託理由 (件数順位)

順位	1 高度・専門性	2 事務効率化・経費削減	4 民間アイデア・ノウハウ活用
第1位	健康福祉部	総務部	商工労働部、観光部
第2位	農政部	建設部	—
第3位	林務部	健康福祉部、企業局	企画部

本庁 委託理由 (部局別)

(単位:千円)

部局名	委託理由													
	1 高度・専門性		2 事務効率化・経費節減		3 一時的・大量な業務		4 民間アイデア・ノウハウ活用		5 時間外・休日・緊急時の対応		6 障害者施設・シルバーへ委託		7 その他	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
危機管理部	7	129,162	2	12,295										
企画部	27	1,282,243	3	40,525	2	3,301	10	38,131					19	7,891
総務部	32	285,178	21	247,393	2	1,531			1	39,964	4	11,333	3	24,511
健康福祉部	123	1,397,017	14	76,936	2	2,054	5	46,031	1	7,121	1	935	7	253,437
環境部	14	114,179	10	18,488							1	537	7	29,942
商工労働部	29	324,724	5	5,408	3	6,492	11	73,862	1	750	1	9,597	30	195,178
観光部	8	23,280	3	7,946	1	536	11	133,330	1	1,945				
農政部	95	203,448	4	25,764			8	99,160					111	93,362
林務部	68	485,186	2	8,903	1	1,953							1	838
建設部	22	418,374	15	48,387	3	53,214					1	620		
会計局	2	30,060	1	614										
企業局	6	16,442	14	151,581										
教育委員会	35	114,307	6	147,124	2	3,572			12	51,953			11	46,254
警察本部	26	237,808	11	192,958			2	1,223					12	475,204
行政委員会													1	14,836
議会事務局	3	955	2	3,591										
合計	497	5,062,363	113	987,912	16	72,653	47	391,737	16	101,732	8	23,021	202	1,141,453
構成比(%)	55.3	65.1	12.6	12.7	1.8	0.9	5.2	5.0	1.8	1.3	0.9	0.3	22.5	14.7

【現地機関】

現地機関では、委託理由で最も多いのが、高度・専門的な知識(件数で 58.5%)が必要なこととなっている。民間アイデア・ノウハウ活用(8.6%)、時間外・休日・緊急時の対応(4.8%)は本庁よりも相対的に多い。現地機関のほうが、このようなニーズが高いのかもしれない。今後は、現地機関においても、このような視点からの委託を検討することが望まれる。

部局別では、下記のようになった。

現地機関 委託理由（件数順位）

順位	1 高度・専門性	2 事務効率化・経費削減	4 民間アイデア・ノウハウ活用
第1位	教育委員会	警察本部	商工労働部
第2位	建設部	教育委員会	建設部
第3位	健康福祉部、商工労働部	地方事務所	健康福祉部

現地機関 委託理由（部局別）

(単位:千円)

部局名	委託理由													
	1 高度・専門性		2 事務効率化・経費節減		3 一時的・大量な業務		4 民間アイデア・ノウハウ活用		5 時間外・休日・緊急時の対応		6 障害者施設・シルバーへ委託		7 その他	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地方事務所	56	89,852	33	1,448,852	6	13,156	2	3,850	8	68,252	18	18,746	24	43,043
危機管理部	3	1,318											8	3,216
企画部	8	60,254	1	722					1	158			1	920
総務部	12	8,582	4	3,992										
健康福祉部	113	215,988	17	56,966	2	626	3	17,482	8	3,892	18	81,001	20	9,605
環境部	22	1,517,174	1	586					2	923			10	47,391
商工労働部	113	121,358	9	6,423			106	239,450	4	1,181	2	607	37	27,573
観光部														
農政部	57	18,142			2	604			5	2,514			6	1,105
林務部	3	446			1	143			2	495			1	4,119
建設部	135	2,099,358	19	57,672	1	1,309	20	521,158	16	23,402	3	573	13	76,845
会計局														
企業局	37	52,807	10	24,285	5	22,096			8	39,453			10	1,436
教育委員会	272	102,247	36	164,877	5	4,964	1	9,187	18	3,767	1	607	37	28,961
警察本部	64	49,656	44	505,562	1	1,082			1	524			23	20,096
合計	895	4,337,182	174	2,269,936	23	43,979	132	791,126	73	144,559	42	101,534	190	264,311
構成比(%)	58.5	54.5	11.4	28.5	1.5	0.6	8.6	9.9	4.8	1.8	2.7	1.3	12.4	3.3

(6) 一者随意契約の状況

【本庁】

一者随意契約の状況の調査結果は下表のようになった。

本庁における一者随意契約の件数と金額は、680 件（全体の 75.6%）と 4,970,761 千円（全体の 63.9%）であった。このうち、プロポーザル方式を除く一者随意契約の件数と金額は、576 件（全体の 64.1%）と 2,800,983 千円（全体の 36.0%）であった。この比率は必ずしも低いとはいえないだろう。

一者随意契約の理由としては、当該業務を唯一行う業者（件数で一者随意契約全体の 30.9%）、その他（31.2%）が多い。当該業務を唯一行う業者である場合とシステム・設備の開発業者の場合は、競争性を醸成することが望まれる。

部局別では、下記のようになった。

本庁 一者随意契約の理由（件数順位）

順位	1 国・独法・市町村	2 システム・設備の開発業者	3 唯一の業者
第 1 位	企画部	総務部	健康福祉部
第 2 位	健康福祉部	健康福祉部	商工労働部
第 3 位	教育委員会	建設部	総務部・林務部

本庁 一者随意契約の理由（部局別）

(単位:千円)

部局名	一者随意契約の理由											合計		
	1 国・独法・市町村		2 システム・設備の開発業者		3 唯一の業者		4 近隣に複数の業者がいない		5 プロポーザル方式		6 落札者なし			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
危機管理部			1	395	4	106,826							5	107,221
企画部	18	6,841			6	57,574	1	1,470	23	984,562			48	1,050,447
総務部	6	23,274	16	234,109	13	174,241	2	1,193	2	2,769			3	9,358
健康福祉部	14	126,860	10	14,531	71	526,860	15	135,427	15	403,487			2	23,218
環境部	3	3,212	4	15,404	10	79,056			2	38,188			1	977
商工労働部			5	31,947	51	441,039			13	89,191			4	41,815
観光部	1	240			4	18,104	2	49,541	9	91,102			2	640
農政部			2	2,205	10	53,136	2	18,301	5	108,891			193	211,834
林務部	7	4,800	3	12,390	13	44,562			22	124,505			2	3,915
建設部	1	120	8	56,011	11	42,026			5	225,815			25	323,972
会計局			2	30,060	1	614							3	30,674
企業局			1	2,270	1	11,445							2	13,715
教育委員会	11	46,254	3	8,207	5	1,468	11	31,943	8	101,271			2	4,208
警察本部			4	12,518	10	12,329					1	3,213	2	48,168
行政委員会													1	14,836
議会事務局													0	0
合計	61	211,601	59	420,046	210	1,569,280	33	237,874	104	2,169,778	1	3,213	212	358,969
構成比(%)	9.0	4.3	8.7	8.5	30.9	31.6	4.9	4.8	15.3	43.7	0.1	0.1	31.2	7.2
													100.0	100.0

【現地機関】

現地機関における一者随意契約の件数と金額は、497 件（全体の 32.5%）と 6,336,817 千円（全体の 79.7%）であった。このうち、プロポーザル方式を除く一者随意契約の件数と金額は、401 件（全体の 26.2%）と 5,529,577 千円（全体の 69.5%）であった。本庁と比較すると、一者随意契約の金額の比率が高いことがわかる。

一者随意契約の理由としては、当該業務を唯一行う業者（件数で 32.4%）、その他（25.6%）が多い。当該業務を唯一行う業者である場合では、民間の競争性を醸成することが望まれる。

部局別では、下記のようになった。

現地機関 一者随意契約の理由（件数順位）

順位	1 国・独法・市町村	2 システム・設備の開発業者	3 唯一の業者
第 1 位	建設部	環境部	商工労働部
第 2 位	地方事務所	健康福祉部・警察本部	健康福祉部
第 3 位	健康福祉部・教育委員会	—	教育委員会

現地機関 一者随意契約（部局別）

(単位:千円)

部局名	一者随意契約の理由										合計			
	1 国・独法・市町村		2 システム・設備の開発業者		3 唯一の業者		4 近隣に複数の業者がいない		5 プロポーザル方式					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
地方事務所	7	11,987			7	184,089	5	5,481			28	1,194,508		
危機管理部					1	225						1	225	
企画部							3	2,757					3	2,757
総務部			3	992	3	1,096							6	2,088
健康福祉部	2	480	6	5,864	31	50,909	8	11,564	9	101,739	37	79,461	93	250,018
環境部			8	14,326	6	1,496,882							14	1,511,208
商工労働部			1	2,148	90	101,859	2	618	83	250,880	28	5,065	204	360,571
観光部													0	0
農政部					6	2,369	4	2,462			3	864	13	5,695
林務部							2	4,252					2	4,252
建設部	11	1,358,706	4	16,611	2	794	6	9,044	3	435,973	6	545,855	32	2,366,983
会計局													0	0
企業局	1	1,575	1	1,260	3	2,703	6	17,293			1	117	12	22,947
教育委員会	2	709	3	820	12	6,106	4	2,405	1	18,648	17	19,294	39	47,981
警察本部				6	30,877		18	323,050			7	12,100	31	366,027
合計	23	1,373,457	32	72,899	161	1,847,031	58	378,927	96	807,240	127	1,857,264	497	6,336,817
構成比(%)	4.6	21.7	6.4	1.2	32.4	29.1	11.7	6.0	19.3	12.7	25.6	29.3	100.0	100.0

(注)「6 競争入札によって落札者がなかった場合」は該当がなかった。

(7) 所在地別業者の状況

【本庁】

契約者の所在地別の集計は下表のようになった。

本庁では、地域要件としては、一番狭い範囲となる「同一市町村の業者」の契約金額の割合が39.7%あり、同一市町村以外の県内の業者の割合(37.1%)より高くなっている。「県外の業者」(県内に支店等のある県外業者を除く。)は5.5%にすぎない。

契約方法別にみると、一般競争入札では、「県内に支店等がある県外業者」の割合が高いが、比較的分散している。他方、随意契約では、県内の業者が大半となる。プロポーザル方式では、「同一市町村の業者」が多い。

同一市町村の業者や県内業者に対する配慮は、十分にされているといえる。今後は地域要件の見直しによる競争性の確保についても検討することが望まれる。

本庁 契約者所在地

(単位:千円)

契約者所在地	契 約 方 法						合計		
	1 一般競争入札		3 随意契約		5 プロポーザル方式				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比(%)
1 同一市町村	43	449,431	174	1,629,095	59	1,014,261	276	3,092,787	39.7
2 近隣市町村	1	3,360	34	76,581	1	29,400	36	109,341	1.4
3 同一地域(東南中北)	30	492,627	38	58,945			68	551,572	7.1
4 県内(1~3除く)	43	480,430	307	1,412,158	23	333,732	373	2,226,320	28.6
5 県内に支店等	37	703,871	27	303,425	8	365,818	72	1,373,114	17.6
6 県外	8	94,759	54	228,999	12	103,980	74	427,738	5.5
合計	162	2,224,478	634	3,709,203	103	1,847,191	899	7,780,872	100.0

(注)「2 指名競争入札」、「4 公募型見積合わせ」は該当がなかった。

【現地機関】

現地機関では、「同一市町村の業者」の契約金額の割合が 48.6%あり、同一市町村以外の県内の業者の割合(38.5%)より高くなっている。「県外の業者」は 3.1%にすぎない。

契約方法別にみると、一般競争入札では、「同一市町村の業者」の割合が高いが、比較的分散している。他方、随意契約では、「同一市町村の業者」と県内の業者が大半となる。プロポーザル方式では、「同一市町村の業者」が多い。この傾向は本庁と同様であるが、「同一市町村の業者」の割合が高い。

現地機関においても、同一市町村の業者や県内業者に対する配慮は、十分にされているといえる。今後は地域要件の見直しによる競争性と利便性を比較考量した検討が望まれる。

現地機関 契約者所在地

(単位:千円)

契約者所在地	契 約 方 法										合計		
	1 一般競争入札		2 指名競争入札		3 随意契約		4 公募型見積合わせ		5 プロポーザル方式				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比(%)
1 同一市町村	73	383,137	15	20,652	462	2,793,289	32	7,150	57	657,238	639	3,861,466	48.6
2 近隣市町村	27	113,910	6	4,409	190	115,598	23	5,395	10	38,077	256	277,389	3.5
3 同一地域(東南中北)	30	76,492	3	3,986	96	38,976	9	3,548	7	15,342	145	138,344	1.7
4 県内(1~3除く)	66	358,227	7	24,440	163	2,200,475	10	2,132	12	60,185	258	2,645,459	33.3
5 県内に支店等	61	142,497	2	2,378	63	593,578	6	1,458	11	39,998	143	779,909	9.8
6 県外	21	165,308			66	52,753			1	32,000	88	250,061	3.1
合計	278	1,239,571	33	55,865	1,040	5,794,668	80	19,683	98	842,840	1,529	7,952,628	100.0

(8) 複数年契約の状況

【本庁】

本庁では、複数年契約の委託業務は、62 件、2,836,725 千円であった。これは調査対象である委託業務(899 件、7,780,872 千円)の件数で 6.9%、金額で 36.5% である。

契約方法別にみると、一般競争入札(件数で 13.6%)、プロポーザル方式(13.6%)では、本庁の契約方法別の委託業務全体の 1 割強となっているが、随意契約では 4.1% と少ない。

本庁 複数年契約（契約方法別）

(単位:千円)

区分	契 約 方 法						合計	
	1 一般競争入札		3 随意契約		5 プロポーザル			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
複数年契約	22	479,025	26	1,344,779	14	1,012,921	62	2,836,725
全体比(%)	13.6	21.5	4.1	36.3	13.6	54.8	6.9	36.5

(注) 全体比は、本庁の業務区別別の委託業務全体に対する比率

業務区別にみると、施設の指定管理等は、件数で 64.3%、金額で 94.8% と当然のことながら複数年契約が多くなっている。施設管理は、件数で 26.6%、金額で 22.4%、システム開発等は、件数で 13.9%、金額で 43.0%、一般業務は、件数で 2.6%、金額で 14.8% と、まだ少ない状況にある。

今後は、複数年契約を幅広く施設管理等に適用することを検討する必要がある。

本庁 複数年契約（業務区別）

(単位:千円)

区分	業 務 区 分												合計	
	1 施設管理		2 指定管理等		3 システム開発等		4 介護等		5 調査等		6 一般業務			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
複数年契約	17	96,828	18	1,900,878	17	591,878	1	66,007	1	7,173	4	159,406	4	14,555
全体比(%)	26.6	22.4	64.3	94.8	13.9	43.0	0.7	9.3	0.9	0.7	2.6	14.8	1.4	1.2
														6.9
														36.5

(注) 全体比は、本庁の業務区別別の委託業務全体に対する比率

【現地機関】

現地機関では、複数年契約の委託業務は、79 件、3,797,813 千円であった。これは調査対象である委託業務(1,529 件、7,952,628 千円)の件数で 5.2%、金額で 47.8%である。

契約方法別にみると、一般競争入札(件数で 7.9%)、プロポーザル方式(7.1%)で、1 割未満と少ない状況にある。

現地機関 複数年契約（契約方法別）

(単位:千円)

区分	契 約 方 法								合計	
	1 一般競争入札		2 指名競争入札		3 隨意契約		5 プロポーザル			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
複数年契約	22	37,872	1	265	49	3,258,789	7	500,888	79	3,797,813
全体比(%)	7.9	3.1	3.0	0.5	4.7	56.2	7.1	59.4	5.2	47.8

(注) 全体比は、現地機関の契約方法別の委託業務全体に対する比率

業務区別にみると、本庁の場合と同様の状況となっている。

今後は、本庁と同様に、複数年契約を幅広く施設管理等に適用することを検討する必要がある。

現地機関 複数年契約（業務区別）

(単位:千円)

区分	業 務 区 分										合計	
	1 施設管理		2 指定管理等		3 システム開発等		6 一般業務		8 その他			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
複数年契約	59	563,483	12	3,142,926	1	11,235	6	74,556	1	5,613	79	3,797,813
全体比(%)	5.7	17.9	48.0	94.3	6.7	22.3	2.1	6.8	1.1	4.4	5.2	47.8

(注) 全体比は、現地機関の業務区別の委託業務全体に対する比率

(9) 再委託の状況

【本庁・現地機関】

本庁と現地機関の再委託の状況は下表のとおりである。

再委託を行っている事業は、本庁が 36 件で、本庁委託業務全体の 4.0%、現地機関が 27 件で、現地機関委託業務全体の 1.8%と少ない状況であることがわかった。

また、部局別にみても、特段突出している状況はみられなかったが、今後とも再委託が適切なものかどうか検討することが必要と考える。

再委託の状況（本庁、現地機関）

本庁 (単位：千円)

部局名	再委託の有る事業	
	件数	金額
危機管理部	0	0
企画部	5	95,621
総務部	8	102,175
健康福祉部	2	26,624
環境部	4	37,184
商工労働部	3	33,852
観光部	0	0
農政部	2	3,370
林務部	0	0
建設部	8	180,234
会計局	2	30,060
企業局	1	4,106
教育委員会	1	212
警察本部	0	0
行政委員会	0	0
議会事務局	0	0
合計	36	513,438

現地機関 (単位：千円)

部局名	再委託の有る事業	
	件数	金額
地方事務所	2	177,158
危機管理部	0	0
企画部	2	28,557
総務部	0	0
健康福祉部	2	4,967
環境部	4	1,525,636
商工労働部	6	19,604
観光部	0	0
農政部	0	0
林務部	0	0
建設部	8	1,913,047
会計局	0	0
企業局	0	0
教育委員会	0	0
警察本部	3	1,903
合計	27	3,670,872

(注) 金額は再委託費ではない。

(10) アンケート調査結果

アンケート調査の結果について、主な質問項目の回答は以下のようになつた。

① Q1 現在、直営で行っている業務のうち、外部委託をした方がよいと思われる業務はありますか。

この質問に対する回答数は少なかつた。これは必ずしも職員の問題意識が低いということではなく、監査人の質問に対して回答することを戸惑う意識もあると思われる。

この中では、職員宿舎の管理、県営住宅管理業務、納税証明書発行業務、道路パトロール、学校給食等は着実に進めていくことが望まれる。

また、県としても、民間活用を進めており、今後とも、職員提案のような仕組みや、事業点検等のような外部の意見を取り入れる仕組みも活用していくことが望まれる。

記載方法は、業務内容:理由の順序となつてゐる。

【本庁】

- ボランティア交流センター運営:平成 22 年度事業仕分の結果
- 調査業務:業務が煩雑なため
- 電気工事士免状交付業務:大量かつ反復的な業務のため
- 未利用な県有財産の維持管理業務:事務の効率化、経費節減のため

【現地機関】

- 職員宿舎の管理:専門的な技術が必要なため。
- 延滞債権の滞納整理(中小企業設備近代化資金等):業務合理化のため
- 県営住宅管理業務:利用者の利便性向上と事務の効率化。公営住宅法に基づく管理代行制度が適用でき、専門的組織による効率的管理が図れるため
- 県単治山事業等の測量設計:業務量の軽減のため
- 納税証明書発行業務、自動車税減免申請受付業務:経費削減。定型的業務であり、現在自動車税分室において委託しているが、業務遂行に支障が無いため
- 医師等医療従事者届の入力業務:隔年実施で量が多いため
- ホームページの更新業務:少人数職場では適任者が確保されないため。新たなページ作成、大幅な更新には技術を要するが、職員が対応すべき内容作成と、それを見やすく工夫されたホームページとして短時間で作成する部分を分離し、後者を外部委託し、職員負担軽減、情報発信適正化(更新増、見やすさ向上)を図る。
- 校内敷地の環境保全業務(樹木剪定、除草等):作業可能な職員数、作業技術に限度があるため。
- 庭木手入れ、草刈り、廊下のワックスかけ
- 機械警備業務

- ・ 管理地の草刈り、財産処分(土地の売払い)
- ・ 道路パトロール、道路維持補修業務
- ・ 県教職員独身寮消防設備点検業務
- ・ 設計管理
- ・ 学校給食

② Q5 各機関において仕様書を作成する場合、どのように作成していますか。

これは、委託料の調査の中で予定価格の積算方法について述べているところと重複するが、仕様書や予定価格の積算について、基準価格があるものは少なく、予算や過年度のものを参考にしたりしているケースが多いようである。また、現地機関では、作成の困難さを感じている機関も少なくない。

仕様書の作成や予定価格の積算に当たっては、県として、全体を統括する組織と各執行機関の間で、市場価格の情報、民間の競争やイノベーション、全庁的な情報等の共有ができる仕組みを構築することが望まれる。

【本庁】

- ・ 過年度の仕様書をもとに変更部分を修正
- ・ 類似業務の仕様書を参考に作成
- ・ 国のガイドライン等を参考
- ・ 国や土木研究所のものを参考

③ Q6 平成 23 年度又は 24 年度に、仕様書の見直しにより契約金額が安くなった業務はありますか。

この質問に対する回答数は少なかった。仕様書の見直しは、全庁的には施設管理に係る共通業務について、維持管理業務の最適化を図るワーキンググループで実施しているが、それ以外では、事業の個別性があり、各部局の主体的な見直しは少ないといえる。仕様書の見直しは、全庁的に共通なもので統一可能なものの、市場のイノベーションや競争性を活用するものなど、全庁的な情報共有の仕組みなどを検討することが望まれる。

【本庁】

- ・ 清掃、警備:清掃周期、警備延人数の見直し
- ・ 空中写真測量業務:写真撮影のデジタル化
- ・ 庁舎清掃業務:部屋の使用頻度、床や窓の材質汚れ具合により、実施回数、作業方法の見直し

④ Q7 業務委託についての評価・検証は行っていますか。

委託業務の実績評価は、県の事務事業評価や一定の評価の仕組みがある場合を除き、現状では、納品・検収として行われており、業務の実績評価(事業計画、業務コスト、活動実績、成果等)を体系的に行うような仕組みになっていないと思われる。

一定規模以上の事業については、マネジメント・サイクルを導入して、実績評価を行い、次年度以降の事業計画や実施に反映することが必要である。

【本庁】

- 「人権啓発活動地方委託要項」に基づくアンケート調査
- 「指定管理者導入施設のモニタリング要領」に基づく評価
- 「県民協働を進める信州円卓会議」の評価
- 外国語指導助手配置業務について、各学校(派遣先)へのアンケート調査

⑤ Q9 現在実施している業務委託のうち、民間のイノベーション(新しい技術、ノウハウ等)を取り入れたもののはありますか。

この質問に対する回答数も少なかった。これも必ずしも職員の問題意識が低いということではなく、このような民間のイノベーション(新しい技術、ノウハウ等)の視点がなじみにくい面があるのかもしれない。

この中では、プロポーザル方式の実施、WEB方式やクラウド形式の活用等があげられているが、全庁的に普及させるためには、県として統一的なガイドラインの作成が必要である。

【本庁】

- ESCO 事業
- クライアントサーバ、パッケージソフト、シンクライアント
- 福祉就労強化事業等での民間ノウハウ
- データ入力やパソコン講習会等
- プロポーザル方式の実施
- WEB方式やクラウド形式を活用
- 印刷パンフレット作成時のデザイン性、制作内容等

【現地機関】

- プロポーザル方式技術提案
- 警備システム
- 自家用電気工作物保守管理委託について、使用電力の監視、電気料の節約に役立つための電気料デマンドシステムを導入

- ・ 納入業務
- ・ 民間活用委託訓練

⑥ Q10 業務委託において、手続等、何か困っていることはありますか。

この質問に対する回答数は、本庁よりも現地機関が多かった。

仕様書や積算方法の不慣れや事務負担に関する困惑が多いようである。

単年度契約の問題(契約の事務負担の軽減)と複数年契約による効率性の向上を検討することが望まれる。

【本庁】

- ・ 経費節減のための仕様の見直し、一括発注(複数業務または複数地区)等契約方法の検討

【現地機関】

- ・ 測量と設計が原則分割発注のため事務が煩雑
- ・ 県営住宅家賃の収納率を向上させるインセンティブの廃止
- ・ エレベーターの保守点検契約は単年度かつ一般競争入札で行っているが、事故が頻発していることから安全確保に重点を置き、製造メーカー関連会社による保守点検を原則とし、複数年度かつ随意契約が適切と考える
- ・ 単年度契約のため、毎年度末に翌年度業務の入札事務が集中してしまう。また、契約業者が代わるたびに年度末や年度初めのかなり多忙な時期に、担当者が研修を実施しなければならないこと。(特に警備、電話交換などに対して)
- ・ 産業廃棄物の事務処理について定例的なフォームを作つて欲しい
- ・ 委託している研修は、受託者の行つている事業の一部分で、県の委託料だけでは賄えないこともあり、補助金的要素が多い。手続き、委託契約等の進め方がよく分からぬい
- ・ 予定価格の積算において専門知識が乏しい
- ・ 仕様書、予定価格の積算が適正なものか分からぬい
- ・ 予定価格の積算方法がよくわからない。予定価格を歩掛り(基準単価)等から算出しようと試みたが、細かい所で不明な点があり、結局過去の実績を参考にせざるを得なかつた。小規模の単独現地機関のため主な事務はほとんど1人で担当しており、予定価格に限らず全てにおいて、何か1つのことを深く追求していると他の事務が回らなくなり間に合わない、というジレンマがある。
- ・ 仕様書作成、委託先(見積書徵取先)選定に係る情報
- ・ 施設等の保守点検について統一基準がない

⑦ Q15 現地機関が行っている業務委託のうち、貴課(室)での一括契約が可能と思われる業務はありますか。

この質問は、本庁から見て現地機関の業務の中で一括契約が可能と思われるものをあげている。次の⑧は、これとは逆に、現地機関から見て一括契約が可能と思われるものをあげている。後者のほうが数が多い。

現地機関における職員宿舎管理業務、消防設備保守点検、電気設備保守点検、消防設備保守点検、廃棄物処理業務等は一括契約を検討することが望まれる。

【本庁】

- 職員宿舎管理業務
- 電気設備保守点検、消防設備保守点検、廃棄物処理業務

⑧ Q19 平成 23 年度又は 24 年度において委託している業務のうち、本庁や複数の機関において一括で契約した方がよいと思われる業務はありますか。

現地機関から見て一括契約が可能と思われるものをあげているが、県として、個別に検討することが必要である。

【現地機関】

- パソコン等の処分:手続きが煩雑な上、年間一定量は行われるものであると思われるため
- 県営住宅管理業務:各機関の業務内容、仕様書が同一であり、本庁の一括契約した方が合理的
- 職員宿舎の維持管理業務:現在、長野・松本のみで住宅供給公社と契約をしているが、全県一括で宿舎の管理委託契約した方が効率的
- 県営住宅のエレベーター保守点検業務:県営住宅入居者との連絡調整が特に必要がなく、施設管理者以外の者と契約しても支障がない。窓口が一本化されるため受注者のメリットもあり、一括発注することによる経費削減も期待できる
- 各合同庁舎における清掃・設備管理業務、警備業務、電話交換業務、電気工作物保安管理業務、エレベーター保守業務等:それぞれの業務について、各合同庁舎間である程度同様の内容であるものは、一括契約により事務の効率化・経費削減が期待できる。事務量は減らない上、時間がかかるため
- 圏域介護保険事業者連絡協議会研修事業:圏域の裁量で講演内容などを決めていくが、レベルにばらつきもあるのではないか
- 警備業務、学生結核健康診断業務
- 消防設備等保守点検委託、自家用電気工作物保安管理業務委託:どこの庁舎でも必ずある業務委託であり、各庁舎から仕様書を集めて、専門家が予定価格を出して一括

契約した方が、より適正な委託価格になると思われる

- ・ 産業廃棄物処理業務、PCB の処理業務委託
- ・ 可燃・不燃ごみ・機密文書の収集・運搬及び処分
- ・ 保安・維持管理業務
- ・ 道路施設の保守点検業務、全県に係るシステム開発・調査：広域化することで費用圧縮できる可能性があるため。現地機関では固有の事業が把握できないため
- ・ 調査研究業務：現地機関が個々に委託する必要性がない。
- ・ 県教職員独身寮に関する業務（清掃・賄業務、消防設備点検業務）
- ・ プール濾過機点検委託
- ・ 配管台帳更新及び給水装置工事台帳更新業務

V 包括外部監査の結果と意見－総論－

本報告書では、監査の結果を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があつたと判断された事項(合規性に関する事項)に該当するものである。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項等(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

本書における指摘と意見の総数は下記のとおりである。

区分	総数
指摘	なし
意見	総論 34、各論 61、合計 95

(注) 意見の数は総論と各論で一部重複している箇所を含む。

第1章 公共調達の現状と課題（全般）

1. 【監査の視点 1】調達全般に関する制度の構築

県は、ファシリティ・マネジメントを進める中で、全庁的に共通な委託業務の中から、施設管理（清掃・警備・電話交換等）に関して、平成24年度予算において予定価格における積算の統一化を図っており、平成25年度予算ではサービス水準（仕様書）の標準化を図ることとしている。また、物品調達においても、平成24年7月から新しい制度を導入し、現地機関についても、現地機関についても、一般競争入札に該当する案件の集中調達や、1件10万円以上の案件の公募型見積合わせを導入して、集中調達の拡大等を図っている。

他方、全庁的な調達全体を所管する部局が存在しないために、各部課で保有する調達改善の方法やノウハウが共有化・標準化されていない。

監査人としては、下記のような調達改革を推進することが必要であると考える。

【意見①】体系的・時系列のデータの整備の必要性

各部局が調達している財・サービスに関するデータが整備されていないため、調達の実態把握が困難な状況である。体系的・時系列にデータを整備する必要がある。

【意見②】調達に関する統一的な政策と調達全般を所管する組織等の必要性

調達全般に関する制度の企画立案、制度の実施（ガイドラインの策定）、評価・検証、人材育成、情報交換などを担う組織がないため、県庁全体の戦略がない状況である。調達に関する目的・目標を設定して、行財政改革を推進する必要がある。

組織としては、①調達全般を所管する組織を設置する方法、②各部局横断で調達調整会議を設置し、各部局に調達管理者を設置する方法などが考えられる。

調達全般を管轄する組織としては、公共工事等で制度設計と運用管理を行い、全庁的に統一的な入札制度の導入・管理、システムの運営等を行っている建設部技術管理室のような組織を、公共工事等以外にも設置を検討する必要がある。

【意見③】調達改革に係る目標の設定

目標設定としては、定量的な目標設定を検討することが必要である。随意契約から一般競争入札への取組みというような指標に加えて、削減額等の指標の導入も必要である。そのためには、調達の現状分析、構造的な特徴、改善効果の高い分野の把握等を検討する必要がある。

【意見④】効果測定手法の開発

マネジメントサイクルの中で、調達改善の実効性をあげるには、調達改革の効果や目標の達成状況を定量的に把握し、検証することが必要である。効果測定に用いる指標については、削減額や削減率だけでなく、調達改善に要するコ

ストや、サービスの質を考慮したものであることが必要である。なお、事務負担が過大にならないように留意することも必要である。

【意見⑤】各部局の保有する情報、取組、ノウハウ等の共有化・標準化

調達改善の重点分野の選定、1者応札の見直し、共同調達、情報システム調達での改善など、各部局のもつ情報、取組、ノウハウ等を共有化・標準化して、具体的な対応を検討することが必要である。

【意見⑥】調査票の集計結果の検討（まとめ）

ア. 契約方法

本庁では、調査票に回答があつた業務委託において、契約方法では、一般競争入札が、162件（全体の18.0%）、2,224,478千円（全体の28.6%）である。これに対して、随意契約（公募型見積合わせ、プロポーザル方式を除く）は、634件（70.5%）、3,709,203千円（47.7%）である。プロポーザル方式は、103件（11.5%）、1,847,192千円（23.7%）である。全体的に、随意契約の件数と金額の割合が高いといえる。

現地機関では、随意契約（公募型見積合わせ、プロポーザル方式を除く）が、1,040件（68.0%）、5,794,668千円（72.9%）である。本庁と比較すると、随意契約の金額の割合が一段と高いといえる。

県として、全庁的な視点から、委託業務の契約方法等の実態把握を行うことが必要である。その上で、随意契約の見直し等の目標を掲げて、取り組んでいくような仕組みを検討することが必要である。

イ. 業務区分

本庁における委託料を業務区別に集計した結果、金額的には、①施設の指定管理等、②システム開発、保守等、③その他が多い。現地機関では、金額的には、①施設の指定管理等、②施設管理、③一般業務が多い。

県としては、委託業務の業務区分のような事業の特性を把握して、それぞれの特性に応じた委託業務の改善案を検討することが必要である。例えば、施設管理であれば、財産活用課が仕様書と積算の統一化を進めているし、また、情報システム推進室ではシステム開発の最適化を図っている。今後は、委託業務の全体を総括する組織を設置することで、業務の特性に応じた調達の改善を図ることが望まれる。

ウ. 落札率と参加業者数の状況

一般競争入札では、参加業者数が多いほど落札率が低くなる傾向にある。ただし、参加者数が多くても必ずしも落札率が低くない場合がある。常に予定価格の検証が必要である。

随意契約の場合は、落札率は100%に近い状況であり、参加業者数もほぼ1者である。予定価格の積算が妥当であれば適切といえるが、競争性がない場合は、競争性の醸成が必要である。

エ. 仕様書の作成と予定価格の積算方法

予定価格の積算方法について、本庁では、「その他」（件数で 34.1%）、「歩掛り（基準単価）」（22.7%）が多い。「過去の実績」（14.0%）、「予算を参考」（13.7%）というのも少なくない。「参考見積（1者）」（9.2%）、「参考見積（2者以上）」（6.2%）は比較的少ない。このことは、所管部局で予定価格の積算を計算することが実務上困難であり、国等が示した基準単価や予算額に拠っていることを示していると考える。

したがって、委託業務について、全庁的に適切な積算を実施する部署が必要であると考える。

現地機関では、本庁以上に積算ができる人材・情報が不足しており、全庁的に積算を支援する部署（機能）をもつことが必要であると考える。

仕様書の作成についても同様である。県として総括的に委託業務全体の実態把握とともに、業務の集約化と事務の効率化を検討する必要がある。

オ. 委託理由

本庁で委託理由で最も多いのが、高度・専門的な知識（件数で 55.3%）が必要なこととなっている。事務の効率化・経費削減（12.6%）と民間アイデア・ノウハウ活用（5.2%）は相対的に少ない。今後は、事務の効率化や民間アイデア・ノウハウ活用の視点から委託を検討することが望まれる。

現地機関においても、同様な視点から委託業務を検討することが望まれる。

カ. 一者随意契約

本庁における一者随意契約の件数と金額は、680 件（調査対象全体の 75.6%）と 4,970,761 千円（全体の 63.9%）であった。このうち、プロポーザル方式を除く一者随意契約の件数と金額は、576 件（全体の 64.1%）と 2,800,983 千円（全体の 36.0%）であった。この比率は必ずしも低いとはいえないだろう。一者随意契約の理由としては、当該業務を唯一行う業者（件数で 30.9%）、プロポーザル方式（15.3%）が多い。

当該業務を唯一行う業者である場合とシステム開発業者の場合は、競争性を醸成することが望まれる。

現地機関における一者随意契約の件数と金額は、497 件（全体の 32.5%）と 6,336,817 千円（全体の 79.7%）であった。このうち、プロポーザル方式を除く一者随意契約の件数と金額は、401 件（全体の 26.2%）と 5,529,577 千円（全体の 69.5%）であった。本庁と比較すると、一者随意契約の金額の比率が高い。一者随意契約の理由としては、当該業務を唯一行う業者（件数で 32.4%）が多い。

県として、現地機関向けの統一的な指針・ガイドラインの作成を行う等の取組が必要である。当該業務を唯一行う業者である場合は、民間の競争性を醸成することが望まれる。

キ. 所在地別業者の状況

本庁では、「同一市町村の業者」の契約金額の割合が39.7%あり、同一市町村以外の県内の業者の割合(37.1%)より高くなっている。「県外の業者」は5.5%にすぎない。契約方法別にみると、随意契約では、県内の業者が大半となる。プロポーザル方式では、「同一市町村の業者」が多い。同一市町村の業者や県内業者に対する配慮は十分にされているといえる。今後は地域要件の見直しによる競争性の確保についても検討することが望まれる。

現地機関では、「同一市町村の業者」の契約金額の割合が48.6%あり、同一市町村以外の県内の業者の割合(38.5%)より高くなっている。「県外の業者」は3.1%にすぎない。契約方法別にみると、随意契約では、「同一市町村の業者」と県内の業者が大半となる。プロポーザル方式では、「同一市町村の業者」が多い。この傾向は本庁と同様であるが、「同一市町村の業者」が多い。現地機関においても、今後は、地域要件の見直しによる競争性と利便性を比較考量した検証が望まれる。

ク. 複数年契約

本庁では、複数年契約の委託業務は、62件、2,836,725千円であった。これは調査対象である委託業務(899件、7,780,872千円)の件数で6.9%、金額で36.5%である。契約方法別にみると、一般競争入札(件数で13.6%)、プロポーザル方式(13.6%)では、本庁の契約方法別の委託業務全体の1割強となっているが、随意契約では4.1%と少ない。

現地機関では、複数年契約の委託業務は、79件、3,797,813千円であった。これは調査対象である委託業務(1,529件、7,952,628千円)の件数で5.2%、金額で47.8%である。

契約方法別にみると、一般競争入札(件数で7.9%)、プロポーザル方式(7.1%)で、1割未満と少ない状況もある。

本庁、現地機関とも、今後は、複数年契約を幅広く施設管理等に適用することを検討する必要がある。

ケ. 再委託

再委託を行っている事業は、本庁36件、現地機関27件と少ない状況であることがわかった。今後とも再委託が適切なものであるかどうか検討することが必要である。

【意見⑦】アンケート調査結果の検討（まとめ）

ア. 外部委託可能な業務

今回のアンケートでも回答のあった、例えば、職員宿舎の管理、県営住宅の管理、納税証明書の発行、道路パトロール、学校給食等の業務は着実に外部委託を進めていくことが望まれる。

県としても、民間活用を進めており、今後とも、職員提案のような仕組みや、事業点検等のような外部の意見を取り入れる仕組みも活用していくことが望まれる。

イ. 仕様書の作成

仕様書や予定価格の積算について、基準価格があるものは少なく、予算や過年度のものを参考にしているケースが多いようである。また、現地機関では、作成の困難さを感じている機関も少なくない。仕様書の作成や予定価格の積算に当たっては、県として、全体を統括する組織と各執行機関の間で、市場価格の情報、民間の競争やイノベーション、全庁的な情報等の共有ができる仕組みを構築することが望まれる。

ウ. 仕様書の見直しにより効率化できる業務

仕様書の見直しは、全庁的には施設管理に係る共通業務について、維持管理業務の最適化を図るワーキンググループで実施しているが、それ以外では、事業の個別性があり、各部局の主体的な見直しは少ない。仕様書の見直しは、全庁的に共通なもので統一可能なものの、市場のイノベーションや競争性を活用するものなど、全庁的な情報共有の仕組みなどを検討することが望まれる。

エ. 業務委託の評価・検証

委託業務の実績評価は、県の事務事業評価や一定の評価の仕組みがある場合を除き、現状では、納品・検収として行われており、業務の実績評価(事業計画、業務コスト、活動実績、成果等)を体系的に行うような仕組みになっていないと思われる。

一定規模以上の事業については、マネジメント・サイクルを導入して、実績評価を行い、次年度以降の事業計画や実施に反映することが必要である。

オ. 民間のイノベーション(新しい技術、ノウハウ等)の活用

民間のイノベーション(新しい技術、ノウハウ等)の視点がなじみにくい面があるのかもしれない。プロポーザル方式の実施、WEB方式やクラウド形式の活用等があげられているが、全庁的に普及させるためには、県として統一的なガイドライン等の作成が必要である。

カ. 業務委託の手続等における課題

仕様書や積算方法の不慣れや事務負担に関する困惑が多いようである。契約の事務負担の軽減と効率性の向上を検討することが望まれる。

キ. 現地機関が行っている業務委託のうち、本庁や複数の機関で一括契約が可能な業務

現地機関における職員宿舎管理、消防設備保守点検、電気設備保守点検、廃棄物処理の各業務は一括契約を検討することが望まれる。また、現地機関からみて一括

契約が可能と思われる業務がアンケートにおいて多数あげられているため、個別に検討することが必要である。

ク. 消耗品の本庁又は近隣地域での一括購入、共同購入による手続上の効率化

一括購入、共同購入のメリットとして、手続き上の効率化と、スケールメリットが得られ経費削減面での効率化があるという意見があるが、他方、現地機関では、事務作業や納品時間の長さなどデメリットもあげられている。

一括購入、共同購入とともに、事務工程の見直しを検討することが必要である。(詳細は、「第2章物品調達の現状と課題」を参照のこと。)

ケ. 物品購入(消耗品、備品)において、手続等の課題

現地機関において、事務の複雑さや効率性の課題があげられている。一括契約の課題と合わせて検討することが望まれる。(詳細は、「第2章物品調達の現状と課題」を参照のこと。)

コ. 物品購入の効率化や経費節減を図ることができる提案

物品購入というモノの調達と事務作業という間接経費(事務負担)の両面から、より効率的な方法を具体的に検討することが望まれる。(詳細は、「第2章物品調達の現状と課題」を参照のこと。)

2. 【監査の視点 2】各部局における調達改善への取組

ここでは、個別の事業を検討した結果、総論として共通的な課題を記載するものである。個別の事業とともに、県全体の課題として検討することが望まれる。

【意見①】 予定価格の積算とサービス水準の評価

県は、施設管理(清掃・警備・電話交換等)に関して、平成 24 年度において予定価格における積算の統一化を図っている。これまで清掃業務の予定価格の積算において、「作業人工×単価」と「面積×単価」というふたつの計算方法が混在していたため、全序的に、サービス水準を前年と同様に維持しつつ、その積算を「作業人工×単価」として、統一化したものである。

また、県庁舎の清掃業務委託においては、平成 22 年度から、WTO 案件のため最低制限価格制度がとれないため、低入札価格調査制度を導入し、調査基準価格を下回って入札した者に対しては、雇用者の賃金も含めた作業内容等の積算根拠資料の提出を求め、労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行がなされるよう配慮している。

さらに、平成 24 年度の合同庁舎の清掃・設備業務委託において、最低制限価格制度を導入し、その結果、平成 24 年度における委託料は全体的に上昇したものである。このことは、雇用者の労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行を確保する仕組みを拡大したものであり、評価することができる。

次の課題として、サービス水準の評価と設定の見直しがある。県は、平成 25 年度に向けて、庁舎における施設管理業務(清掃等)のサービス水準がどの程度が適切なのかを検討しているところである。

今後は、人件費の単純な削減ではなく、民間の経営ノウハウの中から作業効率の改善や管理方法の革新による業務効率の向上に引き出し、予算総額を抑制するためには業務の見直しを行い、一方で雇用者の労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行がなされるよう総合評価落札方式などの導入についても検討することが望まれる。

【意見②】 プロポーザル方式の規程の策定について

県においては、プロポーザル方式の導入が進んでおり、今回の調査(平成 23 年度)においても、本庁では、103 件(本庁全体の 11.5%)、1,847,192 千円(同 23.7%)、現地機関では 98 件(現地機関全体の 6.4%)、842,840 千円(同 10.6%) の実績がある。

プロポーザル方式の実施方法については、所管課において、ある程度規定しているが、本来であれば県全体でのプロポーザル方式の指針となる規程(ガイドライン)の策定が必要である。

この規程では、プロポーザル方式の定義、目的のほか、1) 実施スケジュール、2) 参

加資格、3)審査委員会の構成、4)評価方法などについて県全体で統一的に決めておく必要がある。公告期間については、十分な期間を設けるためには1か月程度、最低でも2週間は必要であると思われる所以、規程を設ける際には公告期間に関する項目を規定することも必要である。

このような視点を参考にして、県として、プロポーザル方式について、統一的な指針・ガイドラインの策定を行う等の取組が望まれる。